

政府系金融機関による新しい資金提供
サービスに関する調査研究報告書

平成 1 4 年 7 月
総務省 郵政研究所

政府系金融機関による新しい資金提供サービスに関する調査研究報告書

[要 約]

1 本研究は、金融市場の変化、特殊法人改革など大きな環境変化に直面している政府系金融機関について、実態を把握し、事業の方向性について検討をするとともに、郵便貯金資金、簡易生命保険積立金の運用対象としての政府系金融機関の位置づけ等について検討することを目的としている。

2 政府系金融機関は、住宅、中小企業、地域開発、農林漁業等の分野における一般の民間金融機関が貸出困難な対象に対して、長期、固定金利、低金利で貸出を行うことにより、雇用創出、生活水準向上、インフラ整備等の成果を上げてきた。また、不況期には貸出増加等を通じて景気調整の役割も果たしてきた。

3 しかしながら、政府系金融機関の中には、設立以来50年以上経過する機関もあり、その間、金融市場の変化、資金需要の変化、行政改革、財政投融资制度改革などにより、事業環境は大きく変化してきた。最近では、貸出市場における政府系金融機関のシェアの拡大、一般会計からの補給金等の増加も見られ、民業圧迫、財政負担拡大等の批判もなされている。そして、平成13年12月に閣議決定された特殊法人整理合理化計画において住宅金融公庫の廃止等が盛り込まれ、残りの機関については経済財政諮問会議において組織のあり方、事業内容等について検討が行われている。

4 政府系金融機関の資金提供サービスについては、多様な考え方がある。直接金融を行う場合、対象の見直し、金融手法の活用によるコスト削減の余地がある。民間金融機関による代替については、資金の安定供給など、公的部門による関与・サポートを必要とする分野が存在する。また、政策実現という観点から見れば、金融手段だけではなく、財政手段等もある。今後の政府系金融機関の資金提供サービスは、目的とする政策の妥当性、実現手段の合理性等を検討する中で、適宜見直す必要がある。

5 財政投融资制度改革に伴い、平成13年4月から郵便貯金資金の自主運用が開始され、運用先の事業内容、運用債券の質・安全性の把握がこれまで以上に求められるようになった。政府系金融機関への投融资についても同様である。財投機関債は国債並みの評価を受けているが、特殊法人改革等により、組織、事業内容が変化する余地が大きいため、今後の動向について十分注視する必要がある。

"RESEARCH REPORT ON NEW FUNDING SERVICES FURNISHED BY GOVERNMENT FINANCIAL INSTITUTIONS"

SUMMARY

1. This study attempts to capture the major environmental changes, particularly changing financial markets and reforms to special public corporations, facing government financial institutions and the new orientations these changes are bringing to their operations. This study also investigates the position of government financial institutions as investment targets for Postal Savings funds and Postal Life Insurance reserves.
2. Government financial institutions lend long-term, fixed interest, subsidized funding to areas such as housing, small-business, regional development, agriculture, forestry, and fisheries--areas that ordinary, private financial institutions have difficulty servicing. This lending has achieved significant results in job creation, living standard improvement and infrastructure enhancement. Government financial institutions also have played a countercyclical role by increasing their lending during periods of economic slump.
3. However, some government financial institutions have been in operation for more than 50 years, and over that time the business environment has substantially changed, including changes in financial markets, changes in the demand for funds, reforms to government administration and reforms to the Fiscal Investment and Loan Program (FILP). More recently, government financial institutions have come under criticism for crowding out the private sector and adding to fiscal burdens because their share of the lending market has increased, as have their subsidies from the General Accounts. A Cabinet resolution of December 2001 approved a plan to consolidate and rationalize special public corporations, including the dissolution of the Government Housing Loan Corporation. The Council on Economic and Fiscal Policy has initiated a review of the organization and operations of the remaining institutions.
4. There is a wide variety of opinion on the funding services furnished by government financial institutions. There is, for example, room for cost reductions in the provision of direct financing by reviewing borrower eligibility requirements and the financial techniques employed. There are also areas that could be covered by private financial institutions but will continue to require public sector involvement and support by, for example, government institutions ensuring that funding supplies are stable. From the standpoint of policy implementation, there may also be areas where fiscal means are more suitable than financial. In the future, the funding services provided by government financial institutions will require appropriate reviews of the justification for the policies under which they operate and the rationality of the means used to achieve their targets.
5. Reforms to the Fiscal Investment and Loan Program (FILP) authorized the Postal Savings System to begin managing its own funds in April 2001, and because of this the system is now more rigorous in its selection of investment targets and in its requirements for quality, stable bonds in which to invest. The same trends have been seen in investments and loans to government financial institutions. FILP agency bonds are given the same rating as ordinary government bonds, but special public corporation reforms have created wide breadth for changes in organizations and operations, and as a result, trends in this area will require continued monitoring.

政府系金融機関による新しい資金提供サービスに関する調査研究報告書

目次

第1章 調査研究の目的	1
第2章 政府系金融機関の実態	3
第1節 政府系金融機関の事業内容	3
第2節 政府系金融機関の事業の特徴と成果	21
第3節 政府系金融機関の経営状況	30
第3章 政府系金融機関を巡る環境変化	50
第1節 金融に関する構造変化	50
第2節 資金需要の構造変化	58
第3節 制度改革	63
第4章 政府系金融機関の今後の資金提供サービス	67
第1節 諸外国の政策金融	67
第2節 政府系金融機関の資金提供サービスに関する考え方	73
第5章 郵政事業と政府系金融機関	79
第1節 投融資対象としての政府系金融機関	79
第2節 郵政資金の資金運用における政府系金融機関の位置づけ	81
第6章 調査研究のまとめ	84
資料	87

第1章 調査研究の目的

政府系金融機関は、資金提供を通じて、過去、我が国経済の成長過程に大きな貢献を果たしてきた。しかしながら、金融環境の変化、特殊法人改革など大きな環境変化に直面し、今後の事業内容、存続について議論が活発に行われている。

政府系金融機関は、財政投融資制度対象機関であり、財政投融資制度の枠組みの中で郵便貯金資金、簡易生命保険積立金が供給されてきた。平成13年4月以降、財政投融資制度改革に伴い、郵便貯金資金は自主運用を行うこととなったが、7年間の経過措置により財投債への投資を通じて引き続き政府系金融機関への資金供給を行うこととなっている。

従来までは、資金運用部が資金の仲介をしてきたこともあり、政府系金融機関と、郵便貯金資金とは直接の関係はなく切り離して考えられてきた。しかし、自主運用開始に伴い、政府系金融機関に対して直接資金を供給する可能性も生じており、政府系金融機関の実態把握、今後の事業の方向性等について検討をする必要性が従来よりも高まってきている。

本研究においては、以上のような問題意識の下、政府系金融機関の実態と事業の方向性等を検討するとともに、郵便貯金資金、簡易生命保険積立金の運用対象としての政府系金融機関の位置づけ等について検討することを目的とし、その結果を本報告書としてとりまとめた。

なお、本研究において調査対象とした政府系金融機関とは、以下に挙げた10機関であり、概要は表1の通りである。

調査対象とした政府系金融機関

- | | |
|----|-----------------|
| 1 | 住宅金融公庫 |
| 2 | 国民生活金融公庫 |
| 3 | 中小企業金融公庫 |
| 4 | 農林漁業金融公庫 |
| 5 | 沖縄振興開発金融公庫 |
| 6 | 公営企業金融公庫 |
| 7 | 日本政策投資銀行 |
| 8 | 国際協力銀行 |
| 9 | 商工組合中央金庫 |
| 10 | 中小企業総合事業段信用保険部門 |

表1 政府系金融機関の概要（平成12年度末）

	設立	主務大臣	役職員数 (人)	営業店舗 数(店)	資本金 (億円)	貸付残高 (億円)
住宅金融公庫	昭和25.6.5	国土交通、財務	1145	12	1,662	759,221
国民生活金融公庫	昭和24.6.1	財務、厚生労働	4,834	152	3,219	108,617
中小企業金融公庫	昭和28.8.20	経済、財務	1,755	58	4,109	76,192
沖縄振興開発金融公庫	昭和47.5.15	内閣、財務	232	4	631	17,212
農林漁業金融公庫	昭和28.4.1	農林、財務	941	22	3,111	39,697
公営企業金融公庫	昭和32.6.1	総務、財務	85		166	233,771
日本政策投資銀行	平成11.10.1 ^(注1)	財務、国土交通	1399	10	10,394	178,449
国際協力銀行	平成11.10.1 ^(注2)	財務	898	1	69,862	210,567
中小企業総合事業団	平成11.7.1 ^(注3)	経済、財務	416 ^(注4)		18,464	5,777
商工組合中央金庫	昭和11.12.8	経済、財務	5,015	93	4,940	108,866

資料：財務省「財政金融統計月報」594号から作成

(注1) 日本開発銀行：昭和26.4.20、北海道東北開発公庫：昭和31.6.8

(注2) 日本輸出入銀行：昭和25.12.28、海外経済協力基金：昭和36.3.16

(注3) 中小企業信用保険公庫：昭和33.7.1、中小企業事業団：昭和55.10.1

(注4) 計数は同事業団信用保険部門の値

第2章 政府系金融機関の実態

本章では、政府系金融機関の実体を明らかにするため、各機関の事業内容、我が国金融市場における位置づけ、経営状況について概観する。

第1節 政府系金融機関の事業内容

本節では、政府系金融機関の事業内容について概観する。住宅、中小企業、地域開発などを主要な対象分野とし、各機関ともそれぞれ実現すべき政策を事業の背景に有している。それぞれの分野に専門の機関が設けられ、複数の機関がかかわる分野では、対象層を区分するなどして重複をなくしている（表2）。

主な事業は、ほとんどが貸出による資金提供であり、一部は社債の取得や出資なども行っている。以下において、各政府系金融機関の事業の概要をみてみることにする。

表2 政府系金融機関の事業対象分野

対象分野	対応する機関
住 宅	住宅金融公庫
中小企業	中小企業金融公庫 国民生活金融公庫 商工組合中央金庫 中小企業総合事業団信用保険部門 日本政策投資銀行
地域開発	沖縄振興開発金融公庫 日本政策投資銀行 公営企業金融公庫
農林漁業	農林漁業金融公庫
産業・技術開発	日本政策投資銀行
貿易・国際協力	国際協力銀行

2 各政府系金融機関の概要

(1) 住宅金融公庫

目的

住宅金融公庫法第一条において、以下のように規定されている。

1 国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入（住宅の用に供する土地又は借地権の取得及び土地の造成を含む。）に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること。

2 前項に規定するものの外、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）に基づき産業労働者住宅の建設に必要な資金を融通すること、及び住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）に基づき金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付につき

保険を行うこと

3 前二項に規定するものの外、相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防止に寄与するものの建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること。

設立経緯

第二次大戦終了後、戦災による住宅の滅失、海外引き揚げ者等による人口増加により、住宅確保は厳しい状況にあった。昭和23年ころまでは主に民間資金による住宅建設が進んだものの、その後大幅に減少したため、住宅の建設を誘導する長期・低利の政府資金の供給が期待されるようになり、同25年、同公庫が設立されることとなった。

業務内容

住宅の建設または購入に必要な資金の貸付を行っている。個人住宅、賃貸住宅、分譲住宅の建設・購入、付随して必要となる土地、借地権の取得、既存住宅購入、住宅と併せて建設される施設、宅地造成資金、住宅改良資金など、建設・購入する住宅のタイプ、造成等事業の内容に応じた貸付制度が設けられている（表3）。このほか、貸出対象物件に対する検査、民間金融機関が貸し出す住宅ローンに対する保険の付与なども行っている。なお、同公庫の貸出は、ほぼ代理店を通じて行われている。

表3 住宅金融公庫の貸付種別等

個人住宅	新築住宅 中古住宅 等
賃貸住宅	公社賃貸住宅 民間賃貸住宅 社宅 等
都市居住再生等	都市居住再生 市街地再開発等 中高層建築物
復旧改良	災害復興住宅等 住宅改良
関連公共施設等	関連公共・公益施設
宅地造成	公的宅地造成 民間宅地造成
財形住宅	

(2) 国民生活金融公庫

目的

国民生活金融公庫法第一条において、以下のように規定されている。
独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、生活衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給し、もつて国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与すること。

設立経緯

国民生活金融公庫は、国民金融公庫と環境衛生金融公庫を統合し設立された機関である。戦後経済再建に向けて基幹産業を中心に資金が配分されるなか、中小企業、特に小零細企業の資金調達はきわめて困難であった。さらに、失業者・戦災者、引揚者などが営む生業に対する資金の融通も困難であり、民政安定を図るためにも専門金融機関の設立が必要と認識されるようになった。そこで昭和24年、庶民金庫、恩給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機関からの資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して必要な資金を供給することを目的として、国民金融公庫が設立された。

環境衛生金融公庫は、昭和42年に設立された。環衛業者（飲食業、理・美容業、旅館業、クリーニング業等）は零細で生業的な経営形態のために、経営基盤がぜい弱である一方で、衛生水準の維持・向上が求められた。そこで、環衛業の近代化・合理化を図るため国民金融公庫内に特別貸付を行う部門が設けられたが、制度的に十分な対応ができないため、特別の金融措置を独自に行う機関として同公庫が設立された。

平成11年、行政改革の一環として、業務の効率化等を図る観点から両公庫は統合され、現在に至っている。

業務内容

小規模な中小企業者、生活衛生関係営業者、恩給等受給者、記名国債受領者、学生・生徒またはその親族に対して貸付を行っている（表4、5）。

表4 国民生活金融公庫の貸付制度（1）

貸付種別		貸付対象
普通貸付	一般貸付	・一般中小企業者
	小企業等経営改善 資金貸付	・商工会議所会頭等の推薦を受けた小規模事業者（注）
	特別貸付	・近代化、合理化等を行う中小企業者
	災害貸付	・被災中小企業者
生活衛生 資金貸付	一般貸付	・振興計画認定組合員以外の生活関係営業者に対する設備資金
	振興貸付	・振興計画認定組合員に対する設備資金、運転資金
	特例貸付	・消防設備、耐震改修等施設など、特定された内容の設備資金
	小企業等設備改善 資金特別貸付	・生活生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた小企業者等
	生活衛生災害貸付	・被災生活衛生関係営業者等
	生活衛生特別貸付	・一時的な資金繰り困難のほか、雇用増加計画をもつ生活衛生関係営業者

（注）商業・サービス業5人以下、製造業20人以下

表5 国民生活金融公庫の貸付制度（2）

貸付種別		貸付対象
恩給担保貸付		・恩給等受給者
記名国債担保貸付		・国債の記名者
教育資金貸付	一般貸付	・学校教育法等で定める教育施設で教育を受ける者またはその者の親族
	教育積立郵便貯金預金者貸付	・教育積立郵便貯金の利用者と郵政事業庁長官の斡旋を受けた者
	年金教育資金貸付	・厚生年金保険、国民年金の加入期間が10年以上の被保険者で、年金資金運用基金の斡旋を受けた者

（3） 中小企業金融公庫

目的

中小企業金融公庫法第一条において、以下のように規定されている。
 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給すること。

設立経緯

戦後、中小企業の金融難のなか、特に長期資金の調達は困難であった。復興金融金庫、米国対日見返り資金、日本開発銀行等による融資も行われたが、中小企業向けの長期資金供給状況は不十分とされた。そこで、商工中金の拡充、国民生活金融公庫または日本開発銀行の制度拡充等も検討されたが、円滑な業務の遂行を図るため、中小企業向けの長期資金供給の専門機関として、昭和28年設立された。

業務内容

中小企業に対し、民間金融機関からの供給が難しい、長期の設備資金、運転資金を提供しており、国民生活金融公庫よりも規模の大きい企業が対象である（従業者規模20人以上）。業務としては、中小企業者に対する貸付、中小企業者が新たに発行する社債の取得、中小企業投資育成会社に対する長期資金の貸付、設備貸与機関に対する貸付を行っている（表6，7）。

表6 中小公庫の貸付制度概要

業務の内容		貸付対象
公庫貸付	一般貸付	・中小企業者一般
	特別貸付	・新規性・成長性の高い新事業への進出、経営革新が必要とされる中小企業者に対して特別の貸出条件設定
投資育成会社に対する貸付		・中小企業投資育成会社に対してその事業運営に必要な長期資金の貸付
設備貸与機関貸付		・設備貸与機関が行う事業に必要な資金

表7 特別貸付の主な制度

	貸付制度	貸付名
新事業・経営革新等支援グループ (新たな事業や経営革新への取り組み支援)	成長新事業育成特別融資	
	新事業・技術振興貸付	・革新技術導入促進 ・女性起業家・高齢者起業家支援
	中小企業経営革新等支援貸付	・経営革新 ・経営基盤強化
	戦略的情報技術活用促進貸付	
事業環境整備促進グループ (国際化、地域経済の活性化、環境問題への対応などのための事業環境の整備支援)	商業近代化等貸付	・流通業強化
	中小企業国際経済調整対策等特別貸付	・輸入円滑化 ・海外展開
	地域産業振興貸付	・地域産業振興 ・新産業地域活性化 ・団地
	社会・産業安全施設等整備貸付	・産業安全衛生施設等
	中小企業労働環境整備貸付	
	エネルギー有効利用促進貸付	・石油代替エネルギー
	環境対策貸付	・省エネルギー ・産業公害防止 ・環境マネジメントシステム構築促進
環境変化緊急対応円滑化グループ (経済環境の変化などの影響を受けている者)	緊急経営安定対応貸付	・中小企業経営支援 ・金融環境変化対応 ・中小企業倒産対策 ・中小企業運転資金円滑化
	中小企業事業展開支援特別貸付	
	海外経済環境変化対応特別貸付	
	災害復旧貸付	

(4) 農林漁業金融公庫

目的

農林漁業金融公庫法第一条において、以下のように規定されている。

- 1 農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること。
- 2 前項に規定するもののほか、食品の製造、加工又は流通の事業を営む者に対し、食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること。

設立経緯

終戦後、農業部門の資金事情の窮迫に対応するため、各種の融通制度が設けられ、農林中央金庫等系統金融機関からの資金供給が行われたが、食糧増産政策等を背景として増加し続ける資金需要を満たすには十分ではなく、特に、長期、低利の資金が不足した。国の特別会計から農林中金、地方銀行等に委託した資金融通制度も設けられたが、貸付決定、管理回収等事業実施の上での支障が生じ、農林漁業に対する長期かつ低利の資金を融通する金融機関設置が構想され、同公庫の設立につながった。

農林漁業は、自然条件の制約を受けること、零細経営が多いこと等から経営が不安定であり、投資効率が低く、投資効果が現れるまで相当の時間が必要であるという特徴がある。また、食品産業は、原料である農水産物の需給、価格変動などのリスク要因を抱えるとともに、中小企業の比率が高く、経営体質がぜい弱である。こうした農林漁業及び食品産業の特質が、金融上の措置の必要性を高めているものと考えられる。

業務内容

融資対象分野は、社会資本投資としての性格を持つ生産基盤整備、構造政策の展開に対応した経営構造改善事業、経営の維持安定、施設の4種類である。以下に具体的な貸付対象について示す(表8、9)。

表8 農林漁業金融公庫の貸付対象(1)

主 な 貸 付 対 象		
農業融資	経営改善のために必要なすべての長期資金	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の取得 ・経営改善に必要な施設整備
	農地・牧野の改良・造成	<ul style="list-style-type: none"> ・用水路、排水路、農道整備
	農地の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、採草放牧地等の取得
	規模拡大後の経営費用の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・技術・経営方法習得のための研修費用 ・新たな農産物の試作・開発費用等
	施設の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、農舎、温室等の施設整備
	経営の維持・再建	<ul style="list-style-type: none"> ・償還金等の支払い不足部分の充当資金 ・経営を再建するための農業負債整理資金 ・災害による減収補填資金
林業融資	森林資源の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・人工植栽、天然林の改良 ・下刈り、間伐等の森林の保育管理
	林産加工、加工流通施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・林産物の処理加工施設の整備 ・林産物の流通・販売施設整備
	間伐材、シイタケに係る新規用途事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい用途の研究開発 ・新品種・新技術の企業化、実用化
	林地等の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・造林のための土地、幼齢林の取得・分収育林の取得
	経営の維持・再建	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林指定による伐採調整のための資金 ・森林造成、相続・災害等による負債整理資金
漁業融資	漁船の建造・取得	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船の建造、中古漁船の取得 ・漁船の機関の換装
	施設の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・漁具の購入 ・漁獲物の加工施設、倉庫、冷蔵庫の造成等
	漁港・漁村・漁場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防波堤、荷さばき所、冷蔵庫の整備 ・魚礁設置、廃棄物処理施設等の整備
	経営の維持・再建	<ul style="list-style-type: none"> ・経営再建のための負債整理資金 ・相続、災害、海難等により資金の必要なとき
	水産物の加工・流通	<ul style="list-style-type: none"> ・水産加工場の整備 ・新品種、新商品、新技術の企業化、実用化

表9 農林漁業金融公庫の貸付対象（2）

主な貸付対象		
食品産業 融資	農林水産物の加工施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設整備等 ・いわし、さば等の食用加工施設整備
	食料の安定供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・食品工業団地の形成、基礎食料素材の生産、食品残さの再資源化、食品流通対策、バイオテクノロジーの応用、新規事業の育成に必要な施設整備、施設等の立ち上がりに必要な資金
	農林水産物の流通システム整備	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場、場内業者施設の整備 ・生産者と食品製造業者とが提携して実施する農林漁業施設、食品製造関連施設の整備
	安全な食品の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・食品製造過程の管理高度化のための施設整備等
	中山間地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間農林畜水産物を使用した新商品、新技術の研究・開発またはその成果を利用した製造・加工

貸付は公庫の支店を通じた直接貸付と農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、銀行等による委託貸付により行われており、直接・間接の割合はおおむね半分ずつ程度となっている。

（5）沖縄振興開発金融公庫

目的

沖縄振興開発金融公庫法第一条において、以下のように規定されている。
 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資すること。

設立経緯

アメリカからの沖縄返還に当たり、復帰対策として、沖縄の地理的、社会的、経済的特性に配慮し、政策金融を一元的に行い資金の効率的な運用を図る金融機関の設立が検討され、昭和47年、琉球開発金融公庫、大衆金融公庫、琉球政府の各種特別会計から資産を承

継し、同公庫が設立された。

業務内容

同公庫は、沖縄に主たる事務所を有する唯一の政府系金融機関であり、本土の大部分の政府系金融機関業務を一元的に行っている。

主な事業は貸付、社債の取得、債務保証、債権譲り受け、出資、受託業務などであり、貸付制度については表10、11の通りである。

表10 沖縄振興開発金融公庫の貸付制度

貸付種別	貸付対象	対応する本土の機関
産業開発資金	産業の振興開発に寄与する事業を行う企業等	日本政策投資銀行
中小企業資金	沖縄で事業を営む中小企業者	中小企業金融公庫
住宅資金	自ら居住する住宅、住宅の改良、賃貸住宅の取得	住宅金融公庫
生業資金	独立して事業を営む小規模事業者	国民生活金融公庫
教育資金	高校・大学等に入学または在学する者およびその親族等	国民生活金融公庫
恩給担保資金	恩給、共済年金受給者	国民生活金融公庫
生活衛生資金	生活衛生関係事業者	国民生活金融公庫
農林漁業資金	農林漁業を営む者	農林漁業金融公庫
医療資金	病院、診療所等の施設を開設する者	社会福祉・医療事業団
独自制度	表11参照	

表11 沖縄振興開発金融公庫の独自制度

種 類	貸 付 対 象
電 気	・発電設備、送電設備、配電設備又は通信設備等の取得・改良
ガ ス	・ガスの製造設備又はガス供給設備等の取得
海運(離島航路就航船)	・1,000G/T未満の沖縄離島航路就航船の建造または改造
バ ス	・一般乗合バス事業用の車両購入
航空機	・定期航空運送事業を営む者又はその者に対し対象設備をリースする者の航空機等の購入
沖縄離島地域経済 活性化資金	・沖縄県内の離島において1名以上(宮古島・石垣島では2名以上)の雇用創出効果が見込まれる設備の取得
沖縄観光・国際交流 拠点整備資金	・国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において観光に寄与する施設の整備
自由貿易地域等特定 地域振興資金	・自由貿易地域、特別自由貿易地域、産業高度化地域において行う事業
沖縄情報通信産業 支援資金	・国又は県の情報通信振興関連施策に基づく指定地域内において、情報通信産業を行うために必要な資金 ・情報通信産業の振興に寄与する情報関連人材を養成又は派遣する事業
沖縄特産品振興資金	・沖縄の地域資源を生かした製品の開発、製造または販売 ・沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品の製造又は販売
沖縄経済国際化促進 資金	・海外において事業展開を図る県内企業 ・沖縄において事業展開を図る外資系企業
おきなわブランド振興 資金	・拠点産地として県の認定を受けた市町村において生産される農林水産物(当該認定を受けたもの)を振興するための事業
沖縄農林漁業経営 改善資金	・農業関係施設、農機具、林産物の処理加工・流通・販売に必要な設備の改良、造成又は取得 ・漁船(20t未満)の改造、建造又は取得
製糖企業等資金	・製糖業、パイナップル缶詰類の製造に必要な施設の改良、造成又は取得 ・製糖業、パイナップル缶詰類の製造業者の合併に伴う合理化
水産加工施設資金	・水産動植物を原料又は材料として使用する製造または、加工に必要な施設の改良、造成または取得
離島・過疎地域	・離島・過疎地域における病院等の新築資金及び甲種増改築資金の融資額の特例
赤瓦住宅資金	・屋根を赤瓦で葺くための個人住宅に対する割増融資
雨水利用割増融資	・住宅の雑用水に雨水を利用するための施設に対する割増融資
位置境界明確化資金	・沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化に伴う土地、借地権、建物等の取得

資料：沖縄振興開発金融公庫ディスクロージャー誌

(6) 公営企業金融公庫

目的

公営企業金融公庫法第一条において、以下のように規定されている。

- 1 公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もつて地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与すること。
- 2 前項に規定するもののほか、地方道路公社が行う地方的な幹線道路の整備を促進するため、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を必要とする地方道路公社に対して、その資金を融通すること。
- 3 前二項に規定するもののほか、土地開発公社による土地の取得を促進するため、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を必要とする土地開発公社に対して、その資金を融通すること。

設立経緯

昭和27年から公募地方債による資金調達が開される中、公営事業拡充を図るため、公営事業債を大幅に増加するとともに、公募債の消化の円滑化を図るための機関の必要性が指摘されるようになり、昭和32年、同公庫が設立された。

業務内容

貸付対象は、地方公共団体、地方道路公社、土地開発公社であり、「地方公共団体が行う事業のうち主としてその経費を当該事業の収入を当てるもので政令に定めるもの」とされている。主な貸付対象は表12の通りである。

業務の特色としては、貸付原資のほとんどを公営企業債券の発行により調達していることが挙げられる。財務面では、貸付対象が地方公共団体及び公社であり貸倒れがないとしているため、貸倒引当金を計上していないことが特徴である。

表12 公営企業金融公庫の貸付対象事業

貸付対象	対 象 事 業		
地方公共団体	水道事業	工業用水道	交通
	下水道	電気	ガス
	病院	介護サービス	市場
	駐車場	と畜場	有料道路
	公営住宅	地域開発	港湾整備
	観光施設	臨時地方道整備等臨時3事業	
地方道路公社	有料道路		
土地開発公社	内陸工業用地造成	事務所・店舗等用地造成	港湾整備（埋立）
	臨海工業用地造成	流通業務団地造成	

（ 7 ）日本政策投資銀行

目的

日本政策投資銀行法第一条において以下のように規定されている。
 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上寄与すること

設立経緯

日本政策投資銀行は、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫が統合し、平成11年に設立された機関である。

日本開発銀行は、戦後の日本経済における産業資本の不足、米国対日援助見返資金の減少などにより長期金融専門機関の必要性が明らかとなる中、復興金融金庫及び米国対日援助見返資金特別会計の業務を引き継いで、昭和26年に設立された。

電力、海運、石炭、鉄鋼など基礎的な産業に対する重点的な融資から始まり、その後、石油化学、機械等の新規産業育成、省エネルギー関連、都市開発、地方開発、生活関連分野などに順次対象が広がった。

北海道東北開発公庫は北海道、東北地方における産業の振興開発促進をするため長期の資金を供給することを目的として昭和31年に設立された。業務内容は出資、融資、債務保証であり、対象となる事業は、鉱物資源、農林畜産物に関する工業、工業、交通・運輸業、土地造成事業のほか、市街地開発、工業団地整備や研究開発、産業技術者育成などであった。

平成11年、行政改革の一環として、業務の効率化等を図る観点から両機関は統合され、

日本政策投資銀行として発足した。

業務内容

主な業務は、長期資金の供給、プロジェクト支援、情報発信等を通じて、経済社会政策上、望ましいプロジェクトを支援することである（表13）。業務については、中期（3年間）の政策に関する方針（中期政策方針）に従い、事業年度ごとに「投融資方針」を作成し公表している。また、業務の実施状況を検討するため、外部有識者による「運営評議員会」を設置し、成果を公表している。

表13 日本政策投資銀行の対象分野

分 野		対 象 事 業 例
自立型地域創造	地域社会基盤整備	・ P F I ・市街地再開発 ・ 中心市街地活性化 ・ 駐車場整備
	地域活力創造	・ ビジネスインキュベータ施設整備促進 ・ 地場産業技術を活用した地域産業集積活性化
	地域連携・地域自立支援	・ 条件不利地域における雇用確保、増大に資する事業支援 ・ 中堅企業等経営基盤強化等
豊かな生活創造	環境・エネルギー ・ 防災・福祉対策	・ 廃棄物、リサイクル対策 ・ 公害防止事業 ・ 省エネルギー対策 ・ 原子力開発 ・ 都市防災対策 ・ 福祉、高齢化対策等
	交通・物流ネットワーク	・ 鉄道新線建設 ・ 物流近代化ターミナルビル
	情報通信ネットワーク	・ 光ファイバ網等通信インフラ整備 ・ 高度道路交通システム（ I T S ）
経済活力創造	経済構造改革	・ 事業再構築支援 ・ D I P ファイナンス ・ 対日アクセス促進等
	知的基盤整備	・ 新技術開発（ I T , バイオ、環境等） ・ ベンチャー企業支援等
社会資本整備 促進		・ 高度通信施設整備事業（加入者系光ファイバー網等） ・ 総合流通機能高度化施設（ F A Z 施設等）

(8) 国際協力銀行

目的

国際協力銀行法第一条において、以下のように規定されている。

一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること。

設立経緯

同銀行は、日本輸出入銀行と海外経済協力基金が統合し、平成11年に設立された機関である。

日本輸出入銀行は、経済建て直しのための輸出振興、東南アジア諸国の工業化に伴うプラント輸出の増加、長期の金融手段の不足という背景の中で、わが国と外国との貿易を主とする経済の交流を促進するため、一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する金融等の補完、奨励を目的として昭和25年に設立された。

海外経済協力基金は昭和36年、日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継して設立された機関である。当初はわが国の民間企業等向けの海外投融資だけを行っていたが、41年から開発途上国向けの直接借款も取り扱いを開始した。

平成11年、対外経済政策、経済協力を総合的に担う機関として両機関は統合され、国際協力銀行として発足した。

業務内容

国際金融等業務と海外経済協力業務（ODA業務）の二つに大きく分けられる（表14）。国際金融等業務としては、輸出入に係る金融、アンタイドローン、出資など、日本の輸出入、海外における経済活動の促進、国際金融秩序の安定に寄与することが主目的である。海外経済協力業務は主に開発途上国の自助努力を促す資金提供である。

表14 国際協力銀行の主要業務

(1) 国際金融等業務

輸出金融	日本企業が、発電・通信設備、船舶などのプラントや技術を海外に輸出する際に必要な資金の貸付等
輸入金融	石油、LNG、鉄鉱石などの資源、通信衛星、コンピュータなどの製品や技術を輸入する際に必要な資金の貸付等
海外投資金融	日本企業が海外において、現地生産、資源開発などの事業を行う際に必要な資金の貸付等
アンタイドローン	わが国の貿易、投資等、海外経済活動のための環境整備、開発途上国等が行う構造調整などに資する日本からの資材料の調達を条件としない資金協力
ブリッジローン	国際収支上の困難を抱えた開発途上国政府の対外取引に対し、外貨資金繰りを手当てするために必要な短期資金の貸付
出 資	海外において事業を行う日系合弁企業などに対する出資
調 査	上記業務に必要な調査

(2) 海外経済協力業務 (O D A)

円借款	経済・社会基盤の整備を進める開発途上国に対して、低金利で返済期間の長い資金を提供し、開発途上国の「自助努力」による経済発展、経済的自立を支援
海外投融資	開発途上地域において開発事業を行う民間企業等の支援のための出融資
調 査	上記業務に必要な調査

(9) 商工組合中央金庫

目的

商工組合中央金庫法第一条において、以下のように規定されている。
 中小企業等協同組合其他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑を図る為必要な業務を営むこと

設立経緯

明治期から進められた中小企業の組織化政策の中で、同業組合、輸出組合、工業組合、

商業組合などの組合制度が順次整備された。その後昭和金融恐慌を経て、組合制度を基盤とする新たな中小企業金融機関の設置が検討されるようになり、昭和11年、同金庫が設立された。

業務内容

中小企業協同組合、その他主として中小企業を構成員とする団体および組合員である中小企業者に対する与信業務のほか、預金受入、商工債券発行等の受信業務、証券業務、為替業務、代理業務、その他一般金融機関と類似した業務を行っている（表15）。資金調達には、金融債の発行によってほとんどをまかなっている。

表15 商工組合中央金庫の主な業務

業務の種類		貸付種別等
融資業務	一般的な融資	・証書貸付 ・手形貸付 ・手形割引 ・当座貸越 ・支払承諾 ・有価証券貸付
	組織化	・協業化・共同化融資 ・異業種交流促進融資
	国の施策に基づく特別貸付	・緊急経営安定対応貸付 ・中小企業経営革新支援貸付 ・異業種交流促進特別貸付 ・戦略的情報技術活用促進貸付 ・新事業育成貸付 ・中小企業事業展開支援特別貸付 ・返済資金緊急特別貸付 ・海外経済環境変化対応特別貸付 ・災害復旧融資
	公金預託制度融資	・中小企業振興 ・経営安定化 ・中小企業組織化 ・協業化 ・地場産業助成 ・先端技術育成
	その他	・組合事業活性化 ・新規事業 ・海外展開 ・国内産業活性化 ・市街地再開発事業 ・受託代理貸付 ・委託代理貸付
その他	・預金・公金資金業務 ・債券業務 ・資金証券業務 ・国際業務	

(10) 中小企業総合事業団

目的

中小企業総合事業団法第一条において、以下のように規定されている。

中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するために必要な指導、資金の貸付け、出資及び助成等の事業を総合的に実施するとともに、中小企業に対する事業資金の融通を円滑にするために債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを実施し、あわせて中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業を行うとともに、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百

号)及び中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の規定による共済制度の運営等を行い、もって中小企業の振興、小規模企業者の福祉の増進及び中小企業の経営の安定に寄与すること。

設立経緯

戦後中小企業の金融難が続いていたが、全国各地の信用保証協会の経営基盤は弱く、保証需要を満たすことができなかった。そこで、国家資金による信用補完制度の必要性が高まり、昭和25年、中小企業信用保険特別会計による融資保険事業が始まった。その後、信用保証協会の保証を保険する保証保険事業も追加されたが、信用保証協会の事業との重複もあり、昭和33年、信用保証制度と信用保険制度の一元化が図られ、中核的な役割を果たす機関として中小企業信用保険公庫が設立された。昭和59年、機械類信用保険事業の継承、平成10年破綻金融機関等関連特別保険等事業の開始等を経て、平成11年、中小企業信用保険公庫及び中小企業事業団が統合し、中小企業総合事業団が設立された。中小企業信用保険公庫業務については、同事業団信用保険部門において取り扱われている。

事業内容

信用保証協会の保証に対する保険、信用保証協会に対する融資など、主として保証協会に対する事業を行っており、中小企業信用保険事業、融資事業、機械類信用保険事業、破綻金融機関等関連特別保険等事業などの種類がある(表16)。

表16 中小企業総合事業団信用保険部門の事業内容

(1) 中小企業信用保険事業の種類

保険種類	付保限度額	填補率	保険料率(年)
普通保険	2億円	70%	0.57%
無担保保険	8,000万円	80%	0.57%
特別小口保険	1,250万円	80%	0.33%
売掛金債権担保保険	1億円	80%	0.46%
公害防止保険	5,000万円	80%	0.50%
エネルギー対策保険	2億円	80%	0.55%
海外投資関係保険	2億円	80%	0.55%
新事業開拓保険	2億円	80%	0.55%
特定社債保険	4億5,000万円	80%	0.50%
研究開発等促進保険	7,000万円	50%	1.51%

このほか、33種類の保険の特例措置がある。

(2) 信用保証協会に対する融資事業

	目 的	貸付限度	貸付期間
長期貸付	保証の増大	1 協会につき貸付総額の 10分の 1 以下	2 年以内 (必要と認められた場合 3 年以内)
短期貸付	保証債務の履行 円滑化	10億円以下 (必要と認められ た場合20億円以下)	3 カ月以内

(3) 機械類信用保険事業

保険種類		保険契約者	保険要件	填補率	対象機械類
リース 信用保険	一般	・対象機械類の リース業者 ・貸与機関	・リース期間 3 年以上 ・リース料払込12回以上	50%	・金属工作機械等 プログラム ・貸与機関
	特例	同上	同上	70%	・認定リース機械類
割賦・ロ ーン保証 販売信用 保険	一般	・対象機械類の 製造業者、販売 業者 ・貸与機関	・割賦期間 6 カ月以上 ・割賦回数 3 回以上	50%	・金属工作機械等 貸与機関 ・鍛圧機械等 ・繊維機械等 ・排水処理装置等 ・プログラム
	特例	同上	同上	70%	・認定割賦等機械類

(4) 破綻金融機関等関連特別保険等事業

保険種類	付保限度額	填補率	保険料率 (年)
破綻金融機関等関連特別保険	5 億円	90%	0.40%
破綻金融機関等関連特別無担保保険	1 億円	90%	0.28%

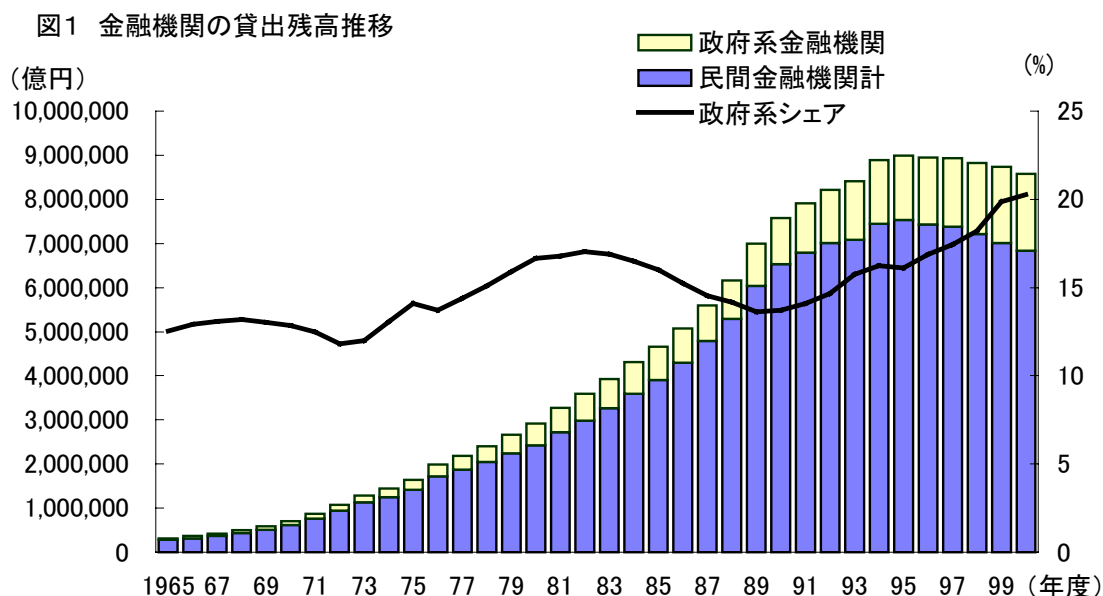
第2節 政府系金融機関の事業の特徴と成果

1 貸出市場における政府系金融機関の位置づけ

政府系金融機関の事業はほとんどが貸出であり、我が国の貸出市場において、相応のシェアを占めている。貸出の特徴としては、大半が長期、固定金利で行われ、金利水準は政策的に低く抑えられている。

(1) 貸出市場におけるシェア

政府系金融機関の貸出残高はほぼ一貫して増加し、貸出市場全体に占めるシェアは概ね10～20%の間を推移してきた。1990年代においては、民間金融機関の貸出が減少に転じる一方、政府系金融機関の貸出は景気対策に伴う貸出枠の確保等の措置がなされたため、シェアは上昇し、2000年度には20%を超える水準となっている(図1)。



資料: 日本銀行「金融経済統計月報」

(注) 民間金融機関は、国内銀行銀行勘定、同信託勘定(93年度以前は全国銀行勘定貸出金)、外国銀行在日支店、中小企業金融機関(信金、全信連、信組、全信組連)、労金、労金連、農林水産金融機関(農中、信農連、農協、新漁連、漁協、共済連)、保険会社(損保、生保)、証券会社等(証券金融、証券会社)。

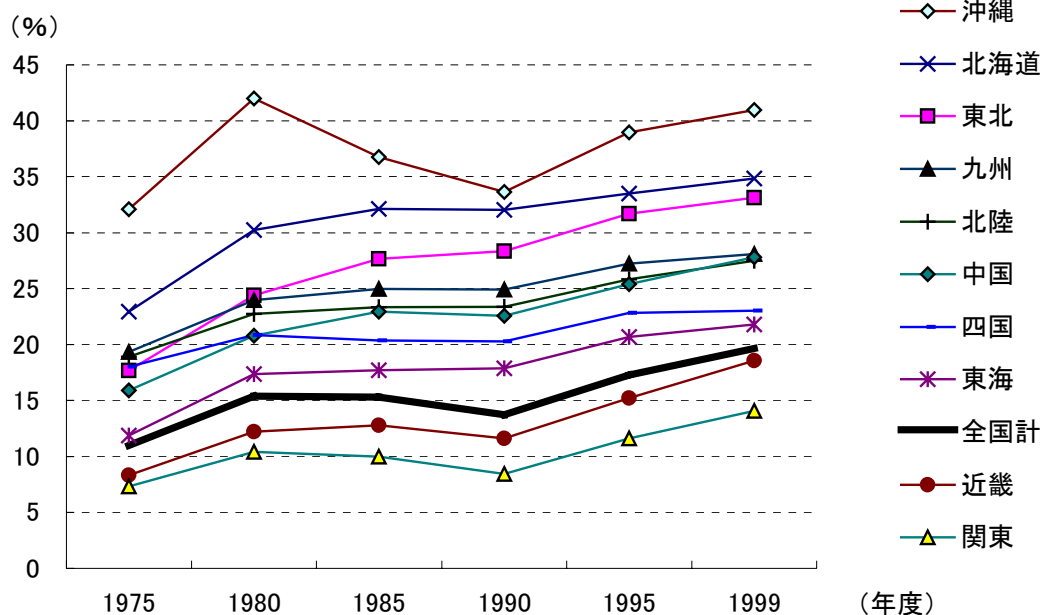
政府系金融機関は、日本政策投資銀行(日本開発銀行、北海道東北開発公庫)、国際協力銀行(日本輸出入銀行)、住宅金融公庫、国民生活金融公庫(国民金融公庫、環境衛生金融公庫)、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業総合事業団信用保険部門(中小企業信用保険公庫)、商工組合中央金庫

(2) 地域別の貸出シェア

政府系金融機関の国内地域別の貸出動向を見てみると、沖縄、北海道、東北など地方圏で高いシェアを占め、これらの地域では30%を超えている(図2)。地方圏では金利水準

など民間金融機関の貸出条件が大都市圏と比較して有利ではないため、全国一律の条件を適用する政府系金融機関の貸出条件が相対的に有利になること、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行に統合された北海道東北開発公庫など、特定地域専門に投融資を行う政府系金融機関が存在することなどが影響しているものと考えられる。

図2 貸出残高に占める政府系金融機関の割合(地域別)



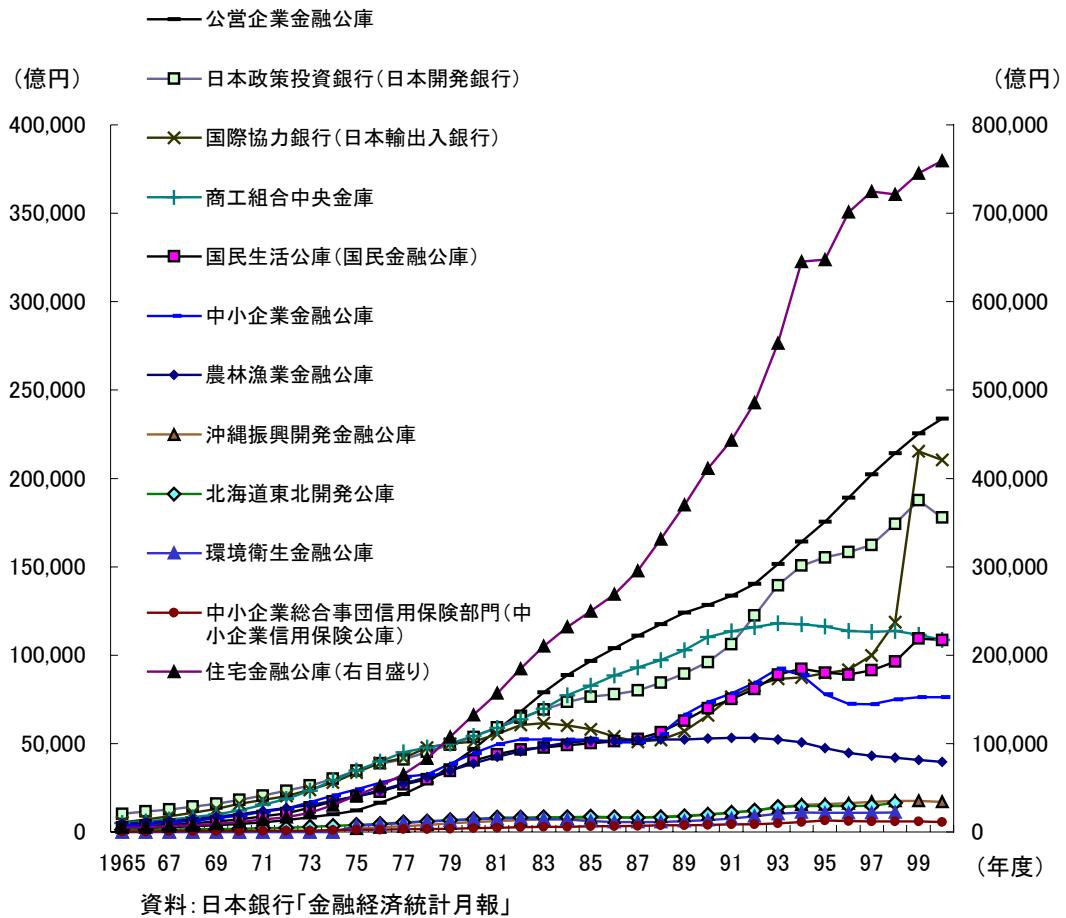
資料: 日本政策投資銀行ホームページ

(3) 各機関の貸出状況

ここで、各機関の貸出動向を個別に見てみることにする。各機関とも貸出は総じて増加傾向にあったが、90年代に入ると横這いから減少に転じる機関が多くなり、足下では、一部の機関を除いて減少している(図3)。

貸出残高が最も多いのは住宅金融公庫であり、次いで公営企業金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行の順になっている。

図3 政府系金融機関の貸出残高



また、対象分野ごとの貸出シェアと融資実績について見ると、住宅、中小企業、農業では以下の通りである。

住宅

住宅ローンの貸出残高は増加が続いているが、そのなかで、住宅金融公庫は4割のシェアを占めている(図4)。住宅金融公庫の過去の融資実績は、昭和25年度から平成12年度の累計で1859万戸、約172兆円に上り、住宅取得における利用率は、平成10年度の持家取得件数の約5割を占める(図5)。

図4 住宅ローン融資残高の推移

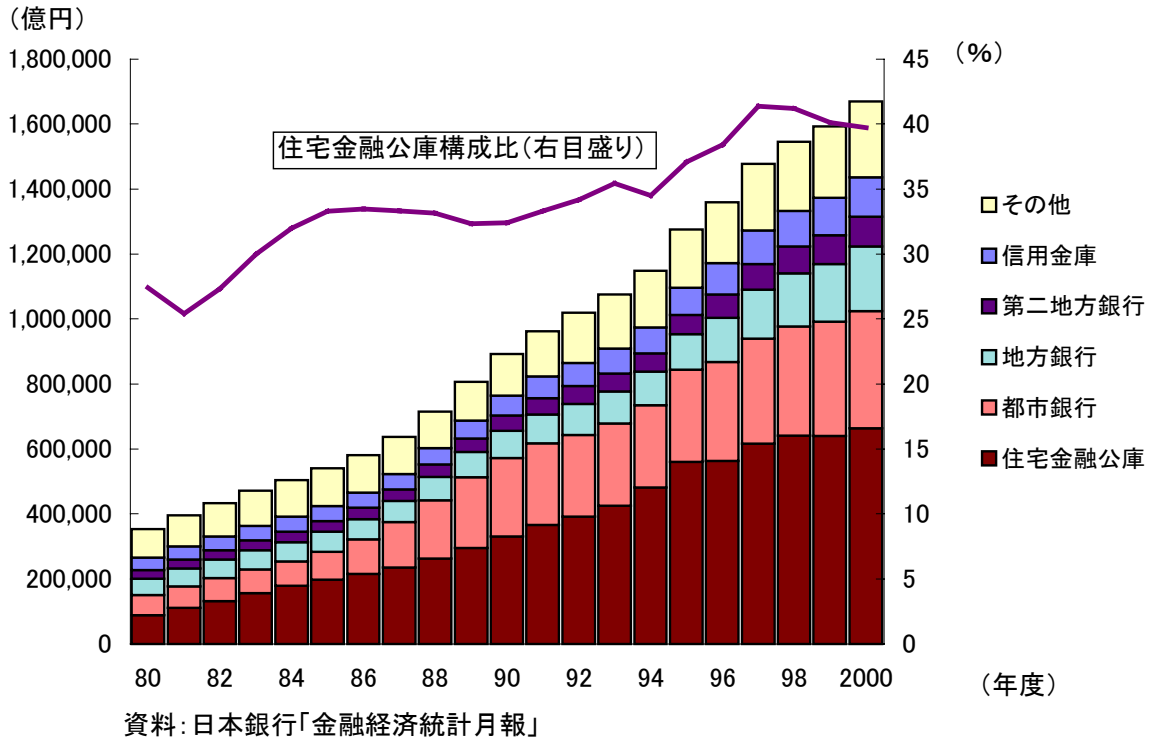
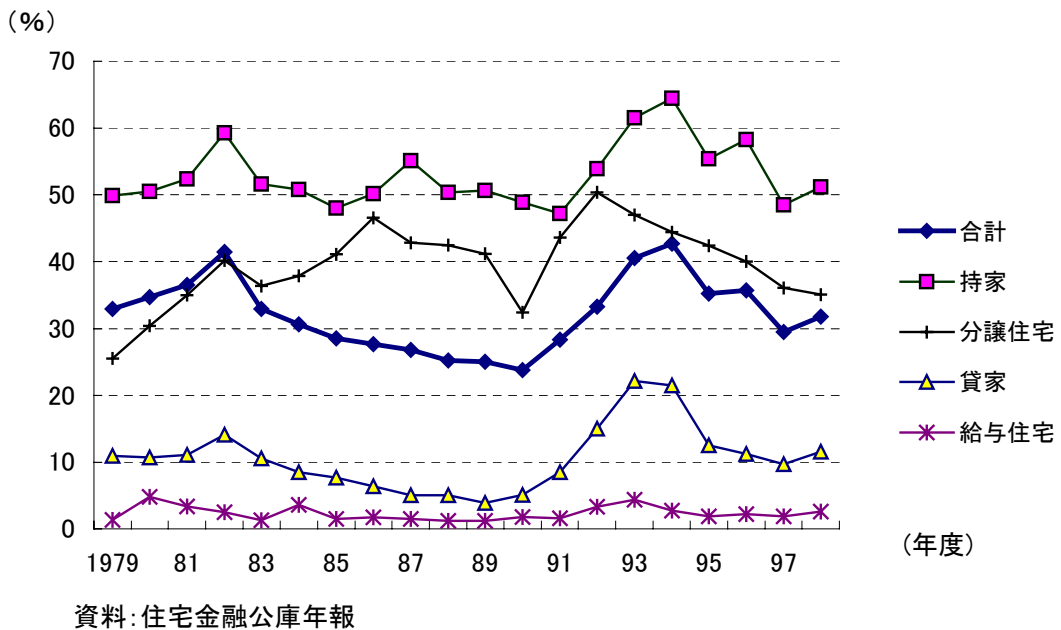


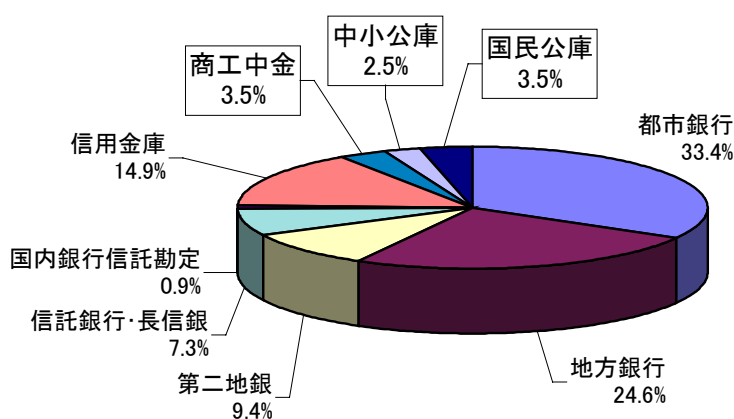
図5 住宅公庫融資利用率(件数ベース)



中小企業

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫合わせて1割のシェアを占める(図6)。中小企業に対する過去の融資実績は、平成12年度までの累計で、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫合わせて約3,000万件、約141兆円に上る。また、中小企業金融公庫との取引歴のある企業のうち、平成元年以降上場または店頭公開した企業は348社に上る(平成13年9月時点)。

図6 中小企業向け貸出残高構成比(平成12年度末)

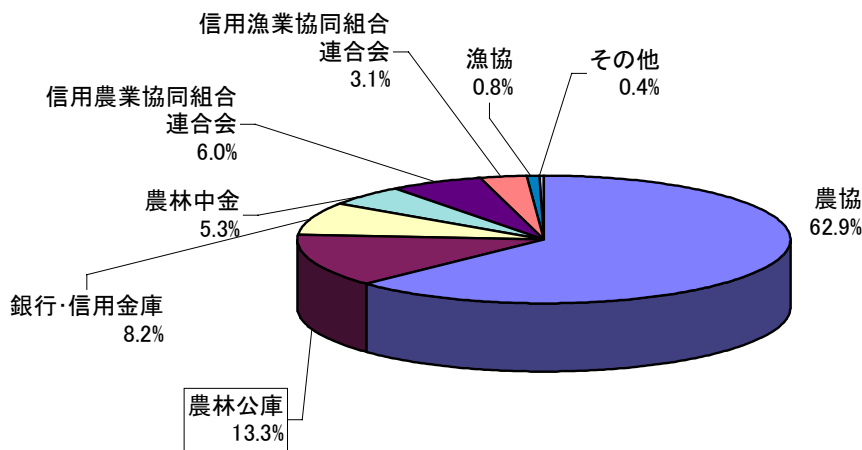


資料: 中小公庫ディスクロージャー誌

農林漁業

農業分野では、農林漁業金融公庫の貸出が1割強を占めている(図7)。農林漁業に対する過去の融資実績は、昭和28年度から平成11年度の間累計約367万件、約16兆円に上っている。公庫の利用状況を例示すると、農業では、水田区画整理事業のうち8割、各種施設整備については49万の農業経営体のうち3分の1、林業では、全国の森林面積の2割、漁業では、遠洋漁業船の7割、沖合漁業船の6割に上り、民営卸売市場の半数が、施設整備に利用している。

図7 農林漁業に対する金融機関別貸付金残高(平成11年度末)



資料: 農林公庫ディスクロージャー誌

2 貸出の成果

政府系金融機関の貸出によって具体的にどのような成果が得られたか、各機関が公表している数値等を基に整理してみると、以下ようになる。

(1) 雇用創出

中小企業、地域開発向けの貸出などで、いくつかの成果が示されている。

平成11年度の国民生活金融公庫の新規開業融資による雇用創出は約11万人と推定されている。また、日本政策投資銀行の投融資先による地域開発では、平成12年度の場合により、4.8万人の雇用を創出したと推定されている。

(2) 生活水準向上

代表的な例として住宅融資が挙げられる。住宅金融公庫の貸出は、所要資金の抑制による持家取得促進以外に、床面積拡大など居住水準の向上、耐久性向上、バリアフリー化など住宅の質の向上にも寄与してきた。

同公庫の平成11年度マイホーム新築融資利用者の住宅床面積を見ると、融資利用前に89.7m²だったものが、融資利用による住み替え後は144.5m²となった。また、同年度の同融資において、高耐久住宅、省エネ住宅、バリアフリー住宅が74.5%を占めた。

(3) インフラ整備

公営企業金融公庫の貸出先である地方公共団体の公営企業の事業により、地域のインフラ整備が進められている。具体的には、昭和45年度から平成12年度の間、水道普及率は78%から95.5%、公共下水道普及率は16%から62%、公営地下鉄輸送人員は1,022百万人から2,621万人へとそれぞれ増加している。

(4) 地域開発

日本政策投資銀行の平成12年度の投融資先事業者により、地区面積60ヘクタールの市街地再開発、床面積40万平方メートルのバリアフリー化、1万3千キロメートルの光ファイバー敷設などが行われた。

(5) 生産誘発

国際協力銀行の投融資、海外経済協力は、投融資先の各国経済およびその貿易相手国における生産誘発効果をもたらしている。平成9年から平成11年5月までに行われたアジア向け融資は、アジア諸国及び日本、アメリカにおいて745億ドル、平成12年3月までに行われた約3.5兆円の投資金融・アントイドローンは、合計193億ドルの生産誘発効果をもたらしたと推計されている。

一方、住宅建設に伴う経済活動への波及効果は投資額の2倍以上と推計されており、住宅金融公庫の貸出は、景気対策の主要な手段として活用されてきた。

(6) 民間金融機関のサポート

中小企業総合事業団が保険を引き受けている信用保証協会の債務保証の残高は、平成11年度末において470万件、43兆円となっており、中小企業に対する民間金融機関の貸出促進に貢献している。

3 貸出の特徴

(1) 貸出条件

政府系金融機関の貸出には、長期、固定金利、低金利、直接融資など、いくつかの特徴がある。

まず、貸出期間等の状況を見ると、機関により差はあるが、商工組合中央金庫を除くと1年以上の貸出がほとんどであり、日本政策投資銀行では、残存期間10年超の貸出残高が3分の2を占めている(図8)。金利は、商工組合中央金庫を除き、ほとんどが固定金利となっており、変動金利が主体の民間金融機関とは大きな差が見られる(図9)。

図8 貸出金残存期間別構成比(12年度末)

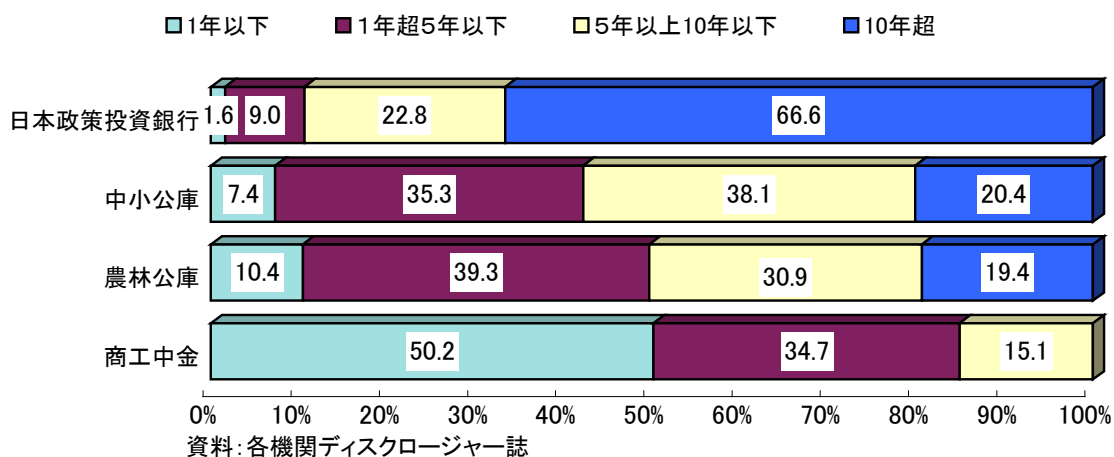
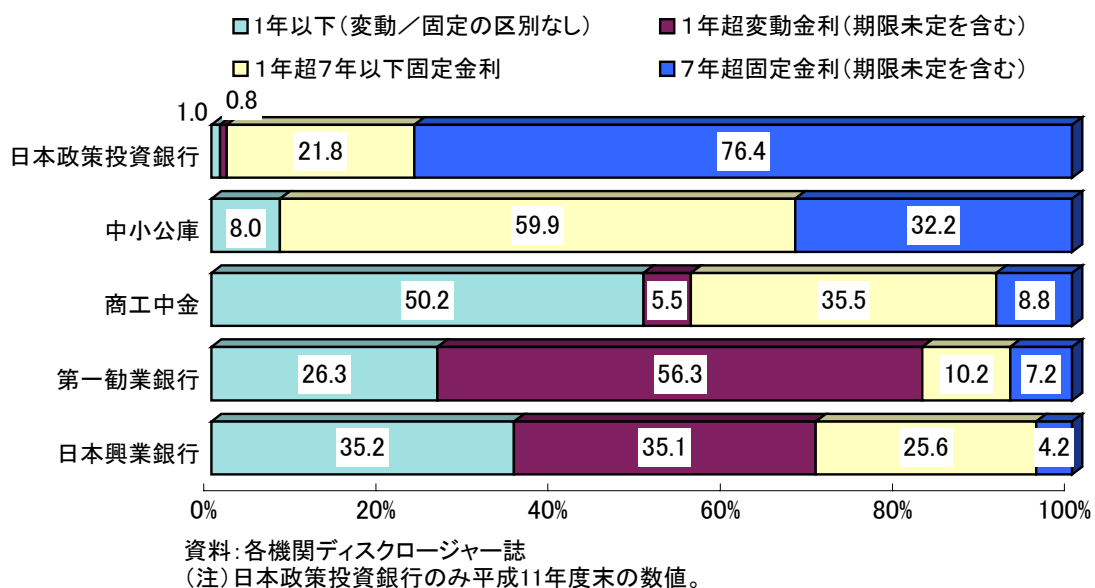
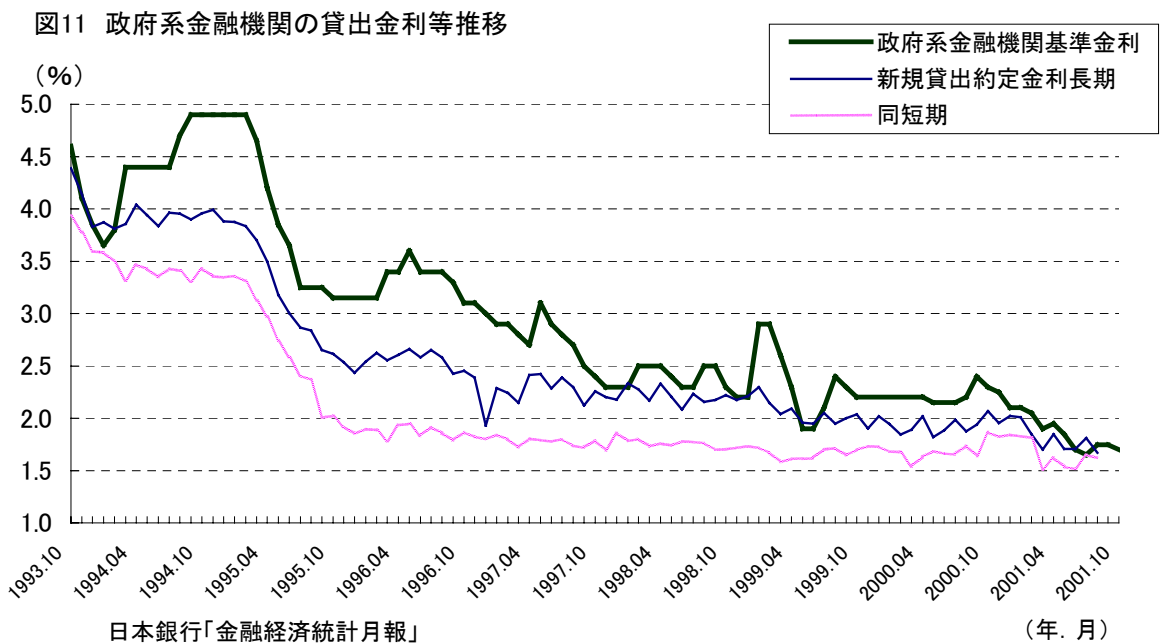
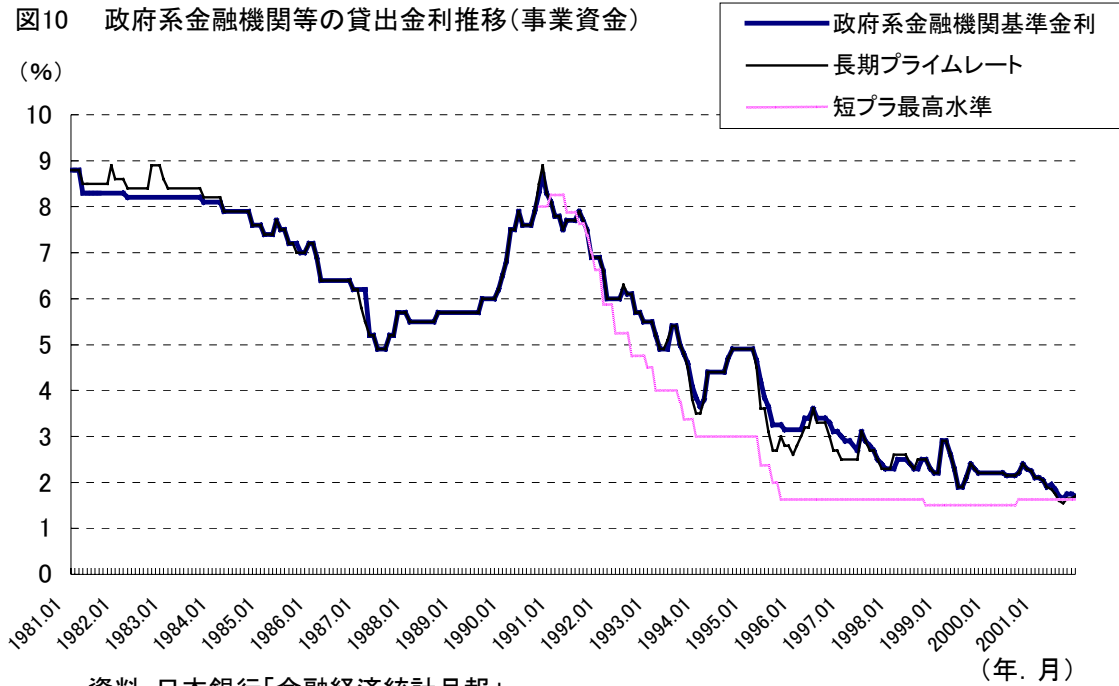


図9 貸出金残存期間別構成比(金利タイプ別、平成12年度末)



次に、貸出金利の水準を見ると、ほぼ民間金融機関に連動している（図10）。最近では民間金融機関の新規貸出約定金利のほうが政府系金融機関の貸出金利よりも低くなっているが（図11）、貸出期間を考慮すれば、特に長期の場合、政府系金融機関の方が有利になるケースが多いと考えられる。



また、一部の貸出については、高品質な住宅の普及、設備投資促進など特定の政策目的を実現するために、基準金利よりも低い金利が設定されている。

(2) 補完金融

政府系金融機関は、一般の金融機関が貸出困難な対象に融資を行うことを第一の目的として規定している。また、不況時には、景気対策として貸出量の増加、セーフティーネット制度の創設等を行っている。

こうした政府系金融機関の貸出については、リスク負担、情報生産、対抗力等の機能を有すると評価されることがある。

第3節 政府系金融機関の経営状況

本節では、政府系金融機関の資金調達から運用までの事業の仕組み、財務状況、事業実施にかかるコストについて見てみることにする。

1 資金調達

(1) 資金計画

各機関の資金計画を見てみることにする。政府系金融機関の調達資金は、自己資金等と政府関係資金とに大きく分けられ、それぞれ調達資金の62%、38%を占める(表17、18)。

自己資金等としては貸付回収金、金利収入である事業益金、前期末現金預け金でほとんどを占めており、一部、銀行等からの借入が行われている。

政府関係資金としては、出資金、借入金、債券(政府保証債)、一般会計からの借入金などがある。このうち最も多いのは借入金であり、そのほとんどは財政融資資金借入金、簡保積立金借入金である。一方、公営企業金融公庫、中小企業金融公庫などは債券による調達も行っており、特に公営企業金融公庫は債券によりほとんど調達している。出資はわずかにあり、一般会計、産業投資特別会計から資金が出ている。

表17 平成12年度資金計画実績(1)

(10億円)

	住宅金融 公庫		国民生活 金融公庫		中小企業 金融公庫		沖縄振興開発 金融公庫		農林漁業 金融公庫	
		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)
総収入	19,738	100.0	7,135	100.0	3,502	100.0	445	100.0	1,103	100.0
自己資金等	12,267	62.1	3,766	52.8	1,918	54.8	314	70.6	760	68.9
前期末現金預け金	997	5.1	46	0.6	69	2.0	24	5.4	122	11.1
貸付回収金	8,385	42.5	3,436	48.2	1,643	46.9	228	51.2	498	45.1
事業益金	2,682	13.6	280	3.9	199	5.7	60	13.5	136	12.3
貸付手数料等	21	0.1		0.0		0.0		0.0		0.0
民間借入金	157	0.8		0.0		0.0		0.0		0.0
その他	25	0.1	4	0.1	7	0.2	2	0.4	4	0.4
政府関係資金	7,471	37.9	3,369	47.2	1,584	45.2	131	29.5	343	31.1
出資金	0	0.0	31	0.4	39	1.1	4	0.9	3	0.3
一般会計出資金			31	0.4	35	1.0	4	0.9	3	0.3
産業投資出資金					4	0.1	0	0.0		
借入金	5,960	31.0	3,189	44.7	627	17.9	122	27.4	268	24.3
財政融資資金借入金	5,808	29.4	2,315	32.4	173	4.9	101	22.7	241	21.8
簡保積立金借入金	152	0.8	871	12.2	454	13.0	18	4.0	10	0.9
一般会計借入金			3	0.0						
産業投資借入金							1	0.2		
農業経営基盤強化措置借入金							0	0.0	16	1.5
雇用・能力開発機構借入金							1	0.2		
一般会計より受入	518	2.6	50	0.7	60	1.7	5	1.1	72	6.5
債券	993	5.0	99	1.4	858	24.5		2.9		

資料：財務省「財政金融統計月報」

表18 平成12年度資金計画実績(2)

(10億円)

	公営企業 金融公庫		日本政策 投資銀行		国際協力 銀行	
		(%)		(%)		(%)
総収入	5,467	100.0	3,996	100.0	3,036	100.0
自己資金等	3,186	58.3	3,139	78.6	2,732	90.0
前期末現金預け金	1,062	19.4	394	9.9	313	10.3
貸付回収金	1,127	20.6	2,040	51.1	1,624	53.5
事業益金	971	17.8	671	16.8	507	16.7
貸付手数料等		0.0		0.0		0.0
民間借入金		0.0		0.0		0.0
その他	26	0.5	34	0.9	288	9.5
政府関係資金	2,281	41.7	857	21.4	304	10.0
出資金	1	0.0	63	1.6	0	0.0
一般会計出資金	1	0.0				
産業投資出資金			63	1.6		
借入金			497	12.4	304	10.0
財政融資資金借入金			446	11.2	302	9.9
簡保積立金借入金			17	0.4	1	0.0
一般会計借入金						
産業投資借入金			34	0.9		
農業経営基盤強化 措置借入金						
雇用・能力開発機構 借入金						
一般会計より受入	1	0.0				
債券	2,279	41.7	297	7.4		

資料：財務省「財政金融統計月報」

(2) 財政投融資制度改革に伴う変化

平成13年の財政投融資制度改革により、政府系金融機関の資金調達方法、調達条件が変わった(後掲表33)。調達方法としては、まず財投機関債の発行を検討し、困難な場合は財投債の発行を通じて行われることとなった。また、経過措置的に政府保証債も発行されることとなった。

初年度においては財投債の発行によってほとんどがまかなわれ、一部政府保証債が発行され、財投機関債は1兆円程度の発行にとどまった(後掲表44)。平成14年度においては財投機関債は約2兆7千億円の発行が計画され、今後も増加する方向にある。

調達条件については、財政融資特別会計からの借入は、調達期間や償還方法に応じて金利が段階的に設定され、運用期間に合わせて調達することが可能となった。特に、運用期間の短い機関は借入期間の短縮により調達金利を引き下げることができるようになり、収支改善につながっている。

2 資金運用

(1) 運用方法、条件

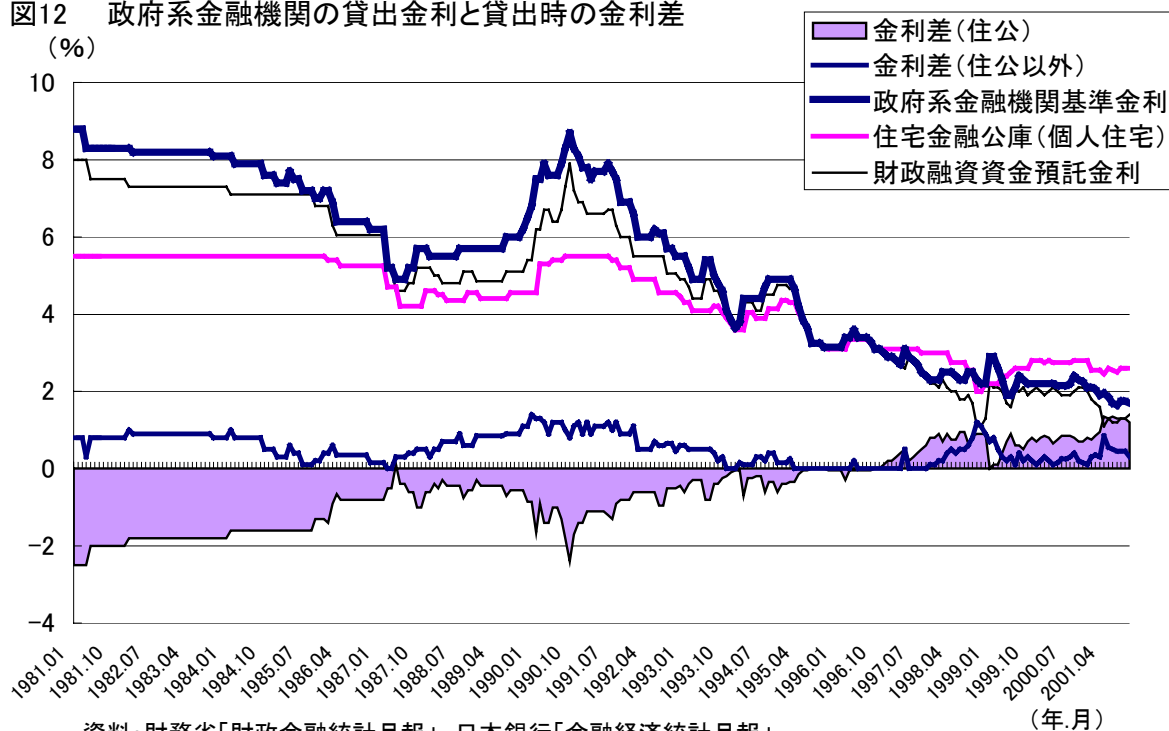
政府系金融機関の資金運用は、ほとんどが貸出で、事業組合、ベンチャーファンド等への出資はごくわずかなものである。そこで、ここでは貸出について見ることにする。

従来の貸出金利は、長期プライムレートにほぼ連動して基準金利が決定され(前掲図-10)、特別に設けられた貸付制度では、基準金利を下回る特別金利が設定されていた。期間と金利の関係は、基準金利適用期間を超える貸出の場合、若干の上乗せをした金利を適用する仕組みになっていた。

財投改革後は、期間対応金利が導入され、貸付期間と金利の組み合わせが概ね5年目以降1年ごとにきめ細かく設定されるようになった。また、貸出時点の金利を全期間にわたって固定する以外に、5年、10年等一定期間経過ごとに金利の見直しをする制度を選択できるようにした機関もある。

貸出と調達の金利差について見ると、従来の仕組みでは財投金利と政府系金融機関の貸出金利が同水準となった時期もあったが、現在では金利が低水準にとどまっていることもあり、新規の貸出については相応の金利差が生じている(図12)。

図12 政府系金融機関の貸出金利と貸出時の金利差
(%)



(2) 運用におけるリスク

政府系金融機関の貸出では、その特徴のためにさまざまなリスクが生じている。主なものとしては、信用リスク、金利変動等による市場リスク、不採算事業実施等の政治リスクである(表19)。

表19 発生するリスク及び背景となる貸出の特徴

	事業の特徴・リスクの背景
信用リスク (貸出先の倒産等)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般金融機関からの調達が困難なものへの貸出 ・セーフティーネット貸出 ・長期貸出
市場リスク (金利変動等)	<ul style="list-style-type: none"> ・長期固定金利貸出 ・資金の調達・運用期間のギャップ ・繰上償還
政治リスク (低利貸出、行革等)	<ul style="list-style-type: none"> ・機関の統廃合 ・調達金利を下回る特別金利貸出等

まず、信用リスクは、各機関とも民間金融機関では対応困難な対象に対する資金提供サービスを行っていることから、基本的に高い。そのなかでも、主要な貸出対象、貸出期間によって違いがある。住宅ローンや優良企業向けの貸出、短期の貸出は信用リスクは低くなるが、零細企業向けの貸出、長期の貸出は高い信用リスクをもたらす。各機関の抱える信用リスクは、結果として不良債権残高等の指標によって見る事ができる（後掲表25）。

市場リスクも存在する。政府系金融機関の貸出は長期・固定金利であり、また、貸出期間は長期である一方、調達期間がそれほど長期ではないという期間構造のミスマッチも存在する。金利変動が収益に与える影響は大きい。

各機関のディスクロージャー誌等により、貸出と資金調達の期間構成等を見ると、ほとんどの機関で短期調達・長期運用というアンバランスな構造が見られる。例えば中小企業金融公庫や商工組合中央金庫などは、5年以内の期間では運用・貸出よりも調達が多一方で、5年超では運用・貸出の方が多（表20）。

表20 政府系金融機関の資金運用・調達の期間構成

(1) 中小企業金融公庫の運用期間と調達期間 (億円)

	運用(a)	調達(b)	(a)-(b)
1年以内	6,069	5,257	812
1年超3年以内	9,921	21,232	11,311
3年超5年以内	16,995	29,188	12,193
5年超7年以内	18,703	9,010	9,693
7年超10年以内	8,974	7,419	1,555
10年超	15,530	0	15,530
合計	76,192	72,106	4,086

(2) 商工組合中央金庫の貸出期間と調達期間

(億円)

	貸出計(a)			調達計(b)				(a)-(b)
		固定金利	変動金利		定期預金	利付商工債券	割引商工債券	
1年以内	54,637			56,479	12,331	14,674	29,474	1,842
1年超3年以内	26,741	24,438	2,303	33,403	231	33,172		6,662
3年超5年以内	11,044	10,127	917	24,389	4	24,385		13,345
5年超7年以内	4,361	4,031	329	0				4,361
7年超	11,454	9,621	1,832	0				11,454
期間の定めのないもの	625		625	0				625
合計	108,805	48,217	6,006	114,273	12,567	72,232	29,474	5,468

(3) 国際協力銀行貸付金回収見込額

(億円)

国際金融等勘定	海外経済協力勘定				(回収 -償還)計				
	貸付金回 収見込額	資金運用部 及び簡易保 険借入金返 済見込み	債券償 還見込 み	回収 -償還		貸付金回 収見込額	資金運用部 及び簡易保 険借入金返 済見込み	債券償 還見込 み	回収 -償還
1年以内	13,911	9,898	1,368	2,645	4,346	5,061		715	1,930
2年以内	13,665	10,317	1,927	1,421	4,638	5,221		583	838
3年以内	13,003	9,074	3,128	801	4,910	5,403		493	308
4年以内	13,075	7,624	1,400	4,051	5,113	5,248		135	3,916
5年以内	11,999	6,828	2,709	2,462	5,340	4,768	150	422	2,884
6年以内	9,502	7,162	732	1,608	5,577	4,210	100	1,267	2,875
7年以内	7,803	10,396	941	3,534	5,707	3,626		2,081	1,453
8年以内	6,076	12,084	376	6,384	5,757	3,237		2,520	3,864
9年以内	4,195	4,885	1,080	1,770	5,725	2,832		2,893	1,123
10年以内	2,689	2,048		641	5,621	2,370		3,251	3,892
11年超15年以内	5,251			5,251	24,377	5,857	0	18,520	23,771
16年超20年以内	721			721	16,908			16,908	17,629
20年超25年以内	130			130	7,800			7,800	7,930
25年超30年以内	31			31	1,480			1,480	1,511
30年超35年以内	6			6	487				6
35年超40年以内	3			3	329			329	332
40年超				0				0	0
合計	102,059	80,316	13,660	8,083	104,113	47,833	250	56,030	64,113

資料：各機関ディスクロージャー誌

国際協力銀行では貸出金の回収と借入金の償還という形式で資料が公表されているが、8年前後の期間では償還すべき額が回収金を上回る一方で、その前後の期間では回収の方が上回っている。

金利変動に伴うリスクを避けるためには、資金の調達期間と運用期間が整合的である方が望ましい。両者のバランスを確保することは、特に長期の貸出を行う機関にとり経営上の大きな課題である。

90年代は金利が低下傾向にあったために繰上償還が大きな問題となった。最近ではゼロ金利政策の下、金利水準が低位にとどまり続けているため、金利低下の影響は当面限られたものになると思われるが、今後は金利上昇局面での資金調達と運用の管理が大きな課題と

なろう。

一方、政府系金融機関は、住宅金融公庫の貸出や中小企業金融公庫などに見られる特別貸付など、調達金利と同等または下回る低金利での貸出などを行っており、収益悪化の要因となっている。ここではこうした不採算な事業を行わなければならないことを政治リスクと呼ぶこととするが、政策実現手段として低利の貸出制度が設定されているため、必然的にこうしたリスクを抱えることになる。

3 財務状況

(1) 資産・負債・資本

資産のほとんどは貸出である(表21、22)。貸倒引当金は、各機関で計上基準が規定されており、貸出金残高の0.3~0.6%以内としている機関が多い。

負債は借入金または債券でほぼ占められている。借入金は財政融資特別会計、簡易保険積立金がほとんどである。債券は平成12年度決算では、ほぼ政府保証債である。

資本は一般会計、特別会計からの出資でほぼ占められている。商工中金については、政府の出資が資本金の8割程度を占め、残りは組合などからの出資である。

利益が発生しても、国庫納付が規定されているため、公庫では資本への繰入等を行われず、日本政策投資銀行、国際協力銀行などでも積立には制限がある。そのため、資本勘定は、資産規模に比べて少なくなっている。

表21 貸借対照表(1)(平成12年度)

(10億円)

	住宅金融公庫		国民生活金融公庫		中小企業金融公庫		沖縄振興開発金融公庫		農林漁業金融公庫		公営企業金融公庫	
		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)
資産の部	77,744	100.0	10,985	100.0	7,700	100.0	1,788	100.0	4,131	100.0	24,969	100.0
貸付金	75,922	97.7	10,861	98.9	7,618	98.9	1,721	96.3	3,969	96.1	23,377	93.6
貸倒引当金	45	0.1	35	0.3	27	0.4	9	0.5	21	0.5		
負債の部	77,424	100.0	10,663	100.0	7,289	100.0	1,723	100.0	3,820	100.0	24,953	100.0
借入金	74,853	96.7	10,462	98.1	3,308	45.4	1,631	94.7	3,640	95.3		
財政融資資金借入金	73,315	94.7	8,070	75.7	2,176	29.9	1,411	81.9	3,422	89.6	13,931	84.1
簡保積立金借入金	1,380	1.8	2,065	19.4	1,132	15.5	206	12.0	134	3.5		
その他の政府関係借入金	157	0.2	325	3.0	0	0.0	12	0.7	84	2.2	0	0.0
一般会計借入金			325	3.0								
産業投資借入金							5	0.3				
農業経営基盤強化措置借入金							0	0.0	84	2.2		
雇用・能力開発機構借入金							7	0.4				
石炭ならびに石油及びエネルギー需給構造高度化対策借入金												
民間借入金	157	0.2										
債券	1,797	2.3	100	0.9	3,901	53.5	0	0.0			22,362	89.6
債券借換損失引当金											1,278	5.1
資本の部	320	100.0	321	100.0	410	100.0	64	100.0	311	100.0	16	100.0
資本金	166	51.9	321	100.0	410	100.0	63	98.4	311	100.0	16	100.0
一般会計出資金	86	26.9	321	100.0	336	82.0	36	56.3	192	61.7		
産業投資出資金	54	16.9			74	18.0	4	6.3	111	35.7		
住宅融資保険基金	15	4.7										
準備金												
積立金							1	1.6				
当年度利益金	153		0		0		0	0.1	0		0	

資料：財務省「財政金融統計月報」594号

(注) 主要項目を抜粋。以下、表32まで同じ。

表22 貸借対照表(2) (平成12年度)

(10億円)

	日本政策投資銀行		国際協力銀行			商工組合中央金庫			中小企業総合事業団信用保険部門	
		(%)		(%)			(%)			(%)
資産の部	18,542	100.0	22,555	100.0	資産の部	14,012	100.0	資産の部	1,970	100.0
貸付金	17,786	95.9	21,056	93.4	貸出金	10,886	77.7	貸付金	577	29.3
貸倒引当金	53	0.3	70	0.3	貸倒引当金	464	3.3	現金預け金	1,390	70.6
					有価証券	2,318	16.5			
負債の部	16,565	100.0	14,776	100.0	負債の部	13,404	100.0	負債の部	165	100.0
借入金	14,916	90.0	12,814	86.7	債券	10,170	75.9	支払備金	145	87.9
財政融資資金借入金	12,385	83.8			預金	2,389	17.8			
簡保積立金借入金	480	2.9	429	2.9						
その他の政府関係借入金	504	3.0	0	0.0						
一般会計借入金		0.0								
産業投資借入金	504	3.0								
農業経営基盤強化措置借入金										
雇用・能力開発機構借入金										
石炭ならびに石油及びエネルギー需給構造高度化対策借入金	0	0.0								
民間借入金										
債券	1,329	8.0	1,391	9.4						
債券借換損失引当金										
資本の部	1,977	100.0	7,779	100.0	資本の部	608	100.0	資本の部	1,804	100.0
資本金	1,039	52.6	6,986	89.8	資本金	493	81.1	資本金	2,295	127.2
一般会計出資金					政府出資金	394	64.8	保険準備・運営基金	1,546	86
産業投資出資金					組合出資金	99	16.3	融資基金	747	41
住宅融資保険基金					法定準備金	24	3.9			
準備金	951	48.1	523	6.7	剰余金	90	14.8			
積立金			5		任意積立金	102	16.8	繰越損失金	14	
当年度利益金	14	0.7	138	1.8	当期末処理損失	12	2.0	当期損失金	476	

資料：財務省「財政金融統計月報」594号

(2) 収益

経常収益は、ほとんどが貸出金利息であり、残りは補給金、手数料収入などである(表23、24)。経常費用は借入金利息、債券利息といった資金調達にかかる費用がほとんどを占める。受取利息が支払利息に満たない機関もあり、事務経費等を支払えば基本的に欠損となるため、一般会計等からの受入金などにより補填し、収支を均衡させる仕組みになっている。ただし、一般会計等からの受入金は、根拠となる法令はなく、毎年の予算措置により計上される。

表23 損益計算書(1)(平成12年度)

(10億円)

	住宅金融公庫		国民生活金融公庫		中小企業金融公庫		沖縄開発振興金融公庫		農林漁業金融公庫		公営企業金融公庫	
		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)
利益の部	3,362	100.0	369	100.0	282	100.0	75	100.0	230	100.0	974	100.0
経常収益	3,330	99.0	369	100.0	281	99.6	75	100.0	230	100.0	974	100.0
貸付金利息	2,684	79.8	279	75.6	198	70.2	59	78.7	133	57.8	971	99.7
一般会計等からの受入金	518	15.4	50	13.6	60	21.3	5	6.7	72	31.3	1	0.1
一般会計より受入	518	15.4	50	13.6	60	21.3	5	6.7	72	31.3	1	0.1
電源開発促進対策特別会計より受入					0	0.0	0	0.0				
石炭ならびに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入					0	0.0						
損失の部	3,362	100.0	369	100.0	282	100.0	75	100.0	230	100.0	974	100.0
経常費用	3,209	95.4	369	100.0	282	100.0	75	100.0	230	100.0	775	79.6
借入金利息	3,018	89.8	219	59.3	79	28.0	57	76.0	163	70.9		
債券利息					105	37.2					711	73.0
事務費	23	0.7	71	19.2	27	9.6	4	5.3	15	6.5	1	0.1
貸倒引当金繰入	45	1.3	35	9.5	27	9.6	9	12.0	21	9.1		
業務委託費	45	1.3	4	1.1	2	0.7	1	1.1	11	4.8		
特別損失											195	
当期利益金	153		0		0		0		0		0	
(一般会計を除く)	365		50		60		5		72		0	
貸付金利息 - 借入金・債券利息	334		60		14		2		30		260	

資料：財務省「財政金融統計月報」594号

表24 損益計算書(2)(平成12年度)

(10億円)

	日本政策 投資銀行		国際協力 銀行		商工組合中央金庫			中小企業総合事業団 信用保険部門		
		(%)		(%)		(%)		(%)		
利益の部	743	100.0	863	100.0	利益の部	325	100.0	利益の部	475	100.0
経常収益	728	98.0	863	100.0	経常収益	325	100.0	経常収益	475	100.0
貸付金利息	667	89.8	772	89.5	貸出金利息	221	68.0	保険料	141	29.7
一般会計等からの受入金	0	0.0	0	0.0	有価証券利息 ・配当金	39	12.0	回収金	183	38.5
一般会計より受入 電源開発促進対策特別会計 より受入								支払準備金戻入	124	
石炭ならびに石油及びエネ ルギー需給構造高度化対策 特別会計より受入										
損失の部	743	100.0	863	100.0	損失の部	325	100.0	損失の部	951	100.0
経常費用	743	100.0	725	84.0	経常費用	325	100.0	経常費用	951	100.0
借入金利息	583	78.5	395	45.8	債券利息	97	29.8	保険金	777	81.7
債券利息			90		預金利息	14	4.3	支払準備金繰入	145	15.2
事務費	28	3.8	24	2.8	営業経費	82	25.2	未経過保険料繰入	20	2.1
貸倒引当金繰入 業務委託費	53	7.1	70	8.1	貸倒引当金繰入	90	27.7	事務費	9	0.9
特別損失										
当期利益金	14		138		当期損失	12		当期損失	476	
(一般会計を除く)	14		138							
貸付金利息 - 借入金・債券利息	84		287			72				

資料：財務省「財政金融統計月報」594号

(3) 不良債権

不良債権は、従来は政府系金融機関独自の基準で計上していたが、平成12年度決算分から自己査定を実施し、リスク管理債権として公表している(表25)。また、合わせて、金融再生法に基づく開示も行っている。

表25 リスク管理債権の状況（平成12年度）

(10億円)

	住宅金融 公庫	国民生活 金融公庫	中小企業 金融公庫	農林漁業 金融公庫	沖縄振興 開発金融 公庫	公営企業 金融公庫	日本政策 投資銀行	国際協力 銀行	商工組合 中央金庫
破綻先債権	32	180	209	8	8	-	79	0.2	107
延滞債権	472	157	131	159	68	-	301	628	341
3カ月以上延滞債権	362	17	11	11	9	-	2	40	5
貸出条件緩和債権	482	489	82	42	70	-	278	141	80
リスク管理債権計	1349	845	432	186	156	-	662	809	533
リスク管理債権比率(%) ^(注)	1.78	7.78	5.67	4.69	9.06	-	3.72	3.84	4.90
償却額	0.4	84	32	18	2	-	68	-	1.6
貸倒引当金	45	3	27	21	10	-	53	70	464
リスク管理債権計 - 貸倒引当金	1304	842	405	165	146	-	609	739	69

資料：各機関ディスクロージャー誌等

(注) リスク管理債権比率 = リスク管理債権計 / 貸付残高 × 100

貸出残高に占めるリスク管理債権比率は機関ごとによりばらつきがあり、各機関の貸出対象の信用リスクが反映されていると考えられる。

また、事業の性格が異なるため単純に評価できないが、総じて民間金融機関よりは低い水準である。

(4) 民間企業仮定財務諸表

現在公表されている財務諸表は、各法人設立法等の規定により作成・公表されており、会計処理は、特殊法人等会計処理基準に準拠し、必要に応じて企業会計原則を一部修正して行っている。そのため、予算統制、法人の運営状況や業績の適正評価に資するという機能はあるものの、一般国民から見て分かりづらい、特殊法人間の比較が困難、将来の国民負担にかかるコストが明らかにされていないなどの問題点が指摘されている。

そこで、特殊法人等が実施している公的業務に要するコストを網羅的かつ統一的な尺度で明らかにするため、現行の財務諸表に加え、行政コスト計算書の作成・公表を平成13年度決算から行うこととなった（平成12年度については経過措置）。

行政コスト計算書は、体系として、行政コスト計算書および添付書類として民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益金処分計算書、

付属明細書の行政コスト計算財務書類からなっており、ここでは、民間企業仮定貸借対照表と民間企業仮定損益計算書を示すこととする（表25～28）。

表25 民間企業仮定貸借対照表（1）（平成12年度）

（10億円）

	住宅金融公庫		国民生活金融公庫		中小企業金融公庫		沖縄開発振興金融公庫		農林漁業金融公庫		公営企業金融公庫	
		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)
資産の部	77,599	100.0	10,530	100.0	7,459	100.0	1,744	100.0	3,965	100.0	25,010	100.0
現金・預け金	1,039	1.3	83	0.8	68	0.9	9	0.5	120	3.0	1,094	4.4
有価証券							1	0.1			5	0.0
貸出金	75,922	97.8	10,861	99.0	7,618	98.7	1,689	95.6	3,944	98.4	23,377	93.5
動産不動産	18	0.0	53	0.5	20	0.3	8	0.5	12	0.3	2	0.0
貸倒引当金	41	0.1	439	4.2	253	3.4	21	1.2	44	1.1	0	0.0
負債の部	77,446	100.0	10,710	100.0	7,304	100.0	1,695	100.0	3,720	100.0	23,685	100.0
借入金	74,853	96.7	10,462	97.7	3,308	45.3	1,632	96.3	3,640	97.8		0.0
債券	1,797	2.3	100	0.9	3,901	53.4		0.0			22,385	94.5
預金								0.0				
退職給与引当金	22	0.0	93	0.9	31	0.4		0.0	18	0.5		
資本の部	152		180		155		49		244		1,324	
資本金	166		321		410		63		311		16	
剰余金											1,306	
利益金	13		501		255		13		66			
当期利益	34		53		38		0		5		193	

資料：各機関行政コスト計算書、各行ディスクロージャー誌

表26 民間企業仮定貸借対照表(2)(平成12年度)

(10億円)

	日本政策投資銀行		国際協力銀行		商工組合中央金庫		第一勧業銀行		横浜銀行		中小企業総合事業団信用保証部門	
		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)
資産の部	18,344	100.0	22,592	100.0	14,012	100.0	51,818	100.0	10,555	100.0	1,973	100.0
現金・預け金	30	0.2	390	1.7	793	5.7	1,820	3.5	288	2.7	1390	70.5
有価証券	436	2.4	124	0.5	2,318	16.5	7,151	13.8	1,444	13.7		
貸出金	17,741	94.8	21,658	93.5	10,886	74.4	31,550	59.7	7,801	73.9	578	29.3
動産不動産	40	0.2	29	0.1	57	0.4	765	1.5	147	1.4	2	0.1
貸倒引当金	342	1.9	527	2.3	464	3.3	603	1.2	109	1.0	0.1	0
負債の部	16,737	100.0	15,254	100.0	13,404	100.0	49,320	100.0	10,104	100.0	809	100.0
借入金・保険契約準備金	14,951	89.3	12,814	84.0	88	0.7	1,836	3.7	216	2.1	802	99.1
債券	1,329	7.9	1,427	9.4	10,170	75.9			20	0.2		
預金					2,389	17.8	29,800	60.4	8,887	88.0		
退職給与引当金	25	0.1	15	0.1	17	0.1					7	
資本の部	1,606		7,338		308		2,497		451		1,165	
資本金	1,039		6,986		493		858		184		2,296	
剰余金・利益準備金等	566		351		90		450		239			
利益金			302								1,131	
当期利益・未処分利益	23		128		12		107		28		452	

資料：各機関行政コスト計算書、各行ディスクロージャー誌

(注) 商工組合中央金庫は決算の数値(行政コスト計算書を作成していない)。第一勧業銀行、横浜銀行は単体ベース。

民間金融機関との比較では、資産、負債の構成などが大きく異なっている。政府系金融機関においては貸出の構成比が高く、負債においては借入の割合が高い機関が多い。

一方、損益では、民間金融機関では資産構成を反映して金利収入の比率は小さく、預金利息の支払いが多くなっている。政府系金融機関では、収入は金利収入がほとんどであり、借入利息の支払いが多い。また、当然のことながら、政府補給金等の計上があることも民間金融機関と大きく異なるところである。

表27 民間企業仮定損益計算書(1)(平成12年度)

(10億円)

	住宅金融公庫		国民生活金融公庫		中小企業金融公庫		沖縄開発振興金融公庫		農林漁業金融公庫		公営企業金融公庫	
		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)
経常収益	3,115	100.0	331	100.0	260	100.0	65	100.0	206	100.0	974	100.0
資金運用収益	2,684	86.2	279	84.3	198	76.2	59	90.8	133	64.6	971	99.7
貸出金利息	2,684	86.2	279	84.3	198	76.2	59	90.8	133	64.6	971	99.7
政府補給金収入	394	12.6	50	15.1	60	23.1	5	7.7	72	35.0	1	0.1
一般会計より受入	364	11.7	50	15.1	60	23.1						
特別会計より受入												
経常費用	3,150	100.0	384	100.0	298	100.0	65	100.0	200	100.0	780	100.0
資金調達費用	3,057	97.0	219	57.0	185	62.1	57	87.7	163	81.5	760	97.4
借用金利息	3,018	95.8	219	57.0	79	26.5	57	87.7	163	81.5		0.0
債券利息	27	0.9			105	35.2					753	96.5
預金利息												
営業経費	69	2.2	79	20.6	31	10.4			28	14.0	1	0.1
その他経常費用	8	0.3	81	21.1	76	25.5			8	4.0		
貸倒引当金繰入額	8	0.3	81	21.1	76	25.5						
貸出金償却												
経常利益	34		53		38		0.2		5		193	
特別利益												
特別損失												
当期利益	34		53		38		0.3		5		193	
当期純利益												

資料：各機関行政コスト計算書、各行ディスクロージャー誌

表28 民間企業仮定損益計算書(2)(平成12年度)

(10億円)

	日本政策 投資銀行		国際協力 銀行		商工組合 中央金庫		第一勧業 銀行		横浜銀行		中小企業総合事業団信用 保険部門		
		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)	
経常収益	668	100.0	843	100.0	305	100.0	1,398	100.0	284	100.0	経常収益	352	100.0
資金運用収益	667	99.9	836	99.2	269	88.2	949	67.9	216	76.1	保険引受収益	342	97.2
貸出金利息	665	99.6	820	97.3	221	72.5	759	54.3	174	61.3	資産運用収益	10	2.8
政府補給金収入													
一般会計より受入													
特別会計より受入													
経常費用	638	100.0	709	100.0	324	100.0	1,266	100.0	235	100.0	経常費用	804	100.0
資金調達費用	583	91.4	635	89.6	137	42.3	422	33.3	54	23.0	保険引受費用	798	99.3
借入金利息	529	82.9			2	0.6	50	3.9	7	3.0			
債券利息	51	8.0			97	29.9			0.3	0.1			
預金利息					13	4.0	211	16.7	25	10.6			
営業経費	29	4.5	26	3.7			374	29.5	101	43.0	一般管理費	6	0.7
その他経常費用	22	3.4					387	30.6	67	28.5			
貸倒引当金繰入額					89	27.5	149	11.8	29	12.3			
貸出金償却							127	10.0	20	8.5			
経常利益	30		133		19		131		48		経常利益	452	
特別利益	2				3		94		16				
特別損失	9		6				116		18				
当期利益	23		128		12		110		47		当期利益	452	
当期純利益							72		27				

資料：各機関行政コスト計算書、各行ディスクロージャー誌

(注) 商工組合中央金庫は決算の数値(行政コスト計算書を作成していない)。

民間企業仮定財務諸表のなかで大きな変化が生じたのは、貸倒引当金である(表29)。特に中小企業向けに融資を行う中小企業金融公庫や国民生活金融公庫は大幅に増加した。また、退職給与引当金も各機関で計上された。これらの引当金を計上したことにより、総じて負債の増加・資本の減少、利益の減少が見られる。

表29 民間企業仮定貸借対照表における主な計数の変化

(10億円)

		住宅 金融 公庫	国民 生活 金融 公庫	中小 企業 金融 公庫	沖縄 開発 振興 金融 公庫	農林 漁業 金融 公庫	公営 企業 金融 公庫	日本 政策 投資 銀行	国際 協力 銀行	商工 組合 中央 金庫	中小企 業総合 事業団 信用保 険部門
貸倒引当金	民間企業仮定	41	439	253	21	44	0	342	527	464	0
	従来	45	35	27	9	21		53	70	464	
	増減	4	404	226	12	23	0	289	457	0	0
当期利益	民間企業仮定	34	53	38	0	5	193	23	128	12	452
	従来	153	0	0	0	0	0	14	138	12	476
	増減	187	53	38	0	5	193	37	10	0	24
資本の部	民間企業仮定	152	180	155	49	244	1324	1606	7338	308	1165
	従来	320	321	410	64	311	16	1977	7779	608	1804
	増減	168	501	255	15	67	1308	371	441	300	639

資料：各機関行政コスト計算書

(注) 商工組合中央金庫は決算の数値(行政コスト計算書を作成していない)のため変化なし。

4 事業実施にかかるコスト

(1) 行政コスト

民間企業仮定損益計算書に計上された費用のうち、国民負担に帰する部分(費用総額から自己収入相当額を控除した額)に、政府出資等の国の財政措置にかかる機会費用を加算した、国民負担に帰するコストの総額が、行政コストとして計算、開示されるようになった。

平成12年度決算についての行政コストを見ると、住宅公庫をはじめ5機関でプラス、つまり、単年度でコストが生じる状況となっている(表30、31)。

表30 行政コスト計算書(1)

(10億円)

	住宅金融公庫		国民生活金融公庫		中小企業金融公庫		沖縄開発振興金融公庫		農林漁業金融公庫	
		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)
業務費用										
仮定損益計算書上の費用	3,150	100.0	384	100.0	298	100.0	65	100.0	200	100.0
資金調達費用	3,057	97.0	219	57.0	185	62.1	57	87.7	163	81.5
営業経費	69	2.2	79	20.6	31	10.4	4	6.2	28	14.0
(控除)業務収益	2,719	100.0	280	100.0	199	100.0	59	100.0	134	100.0
資金運用収益	2,684	98.7	279	99.6	198	99.5	59	100.0	133	99.3
業務費用合計	431	15.9	104	37.1	98	49.2	5	8.5	66	49.3
機会費用										
政府出資等の機会費用	2		4		5		0.8		3	
低利借入金にかかる機会費用			6				0.1		1	
機会費用合計	2		10		5		0.9			
行政コスト	433		114		104		6		71	

表31 行政コスト計算書(2)

(10億円)

	公営企業金融公庫		日本政策投資銀行		国際協力銀行		中小企業総合事業団信用保険部門			
		(%)		(%)		(%)				(%)
業務費用							業務費用			
仮定損益計算書上の費用	780	100.0	647	100.0	715	100.0	仮定損益計算書上の費用		806	100.0
資金調達費用	760	97.4	583	90.1	635	88.8	保険引受費用		799	99.1
営業経費	1	0.1	29	4.5	26	3.6	一般管理費		6	0.7
(控除)業務収益	973	100.0	669	100.0	843	100.0	(控除)業務収入		354	100.0
資金運用収益	971	99.8	666	99.6	836	99.2	保険引受収益		344	97.2
業務費用合計	192	20	22	3	128	15	業務費用合計		452	
機会費用							機会費用			
政府出資等の機会費用	0.2		13		88		政府出資等の機会費用		29	
低利借入金にかかる機会費用										
機会費用合計	0.2		13		88		機会費用合計		29	
行政コスト	192		9		39		行政コスト		482	

資料：各機関行政コスト計算財務書類

(注) 商工組合中央金庫は決算の数値(行政コスト計算書を作成していない)。

(2) 政策コスト分析

政策コストとは、財政投融资を活用している事業の実施に伴い、今後当該事業が終了するまでの間に国（一般会計等）からの投入が見込まれる補助金等の総額を、割引現在価値に直し、一定の前提条件に基づいて仮定計算したものである。

政策コストの分析により、事業の実施による将来の国民負担がどの程度となるかを明らかにし、財政投融资事業の透明性を高めるとともに、事業実施主体が分析を通じて事業のあり方を見直す等の効果が期待されている。

平成11年度に5機関、12年度に14機関、13年度以降は財政投融资対象の全特殊法人等33機関の分析がなされている。平成14年度における政府系金融機関の政策コスト分析の結果は表32の通りであり、住宅金融公庫以外の機関でプラスとなっている。

政府系金融機関のなかで政策コストが最も大きい機関は国際協力銀行であり、5,000億円を超える値となっている。一方、政策コストが小さい機関は、住宅金融公庫であり、現在の事業が終了するまでに約4,000億円程度の収益を計上する見込みとなっている。

昨年度との比較では、貸出における逆ざやの解消、調達コストの低下などにより、7機関で政策コストの減少が見られた。

表32 政策コスト（平成14年度）

（億円）

	住宅金融 公庫	国民生活 金融公庫	中小企業 金融公庫	沖縄振興 開発金融 公庫	農林漁業 金融公庫	公営企業 金融公庫	日本政策 投資銀行	国際協力 銀行	商工組合 中央金庫
分析期間（年）	32	31	21	37	57	30	31	36/40 ^(注)	21
国からの補給金	15,628	469	457	170	2,841		65		0
国からの出資金等の 機会費用分	881	1,956	1,559	468	1,894	91	9,878	28,202	1,194
小計	16,509	2,425	2,015	638	4,735	91	9,942	28,202	1,194
国への資金移転	20,858	2,242	1,249	513	606		8,620	22,769	916
合計 = 政策コスト	4,349	182	766	124	4129	91	1,322	5,432	278

資料：財務省「財政投融资レポート」

（注）国際金融等勘定は36年、海外経済協力勘定は40年で分析。

政策コストは、金利などの前提条件を変えると変動する。平成14年度の分析においてはすべての機関を対象にして、金利、貸倒償却率、繰上償還率が上昇した場合の感応度分析がなされた（昨年度は2機関のみ）。その結果をいくつか抜粋すると、金利1%の上昇は、最大8,933億円の増加（住宅金融公庫）、償却率0.1%の上昇は、最大1,598億円（国際協力銀行）、繰上償還率の1%の上昇は、最大61億円の増加（国民生活金融公庫）をもたらすことが示されている。